

# 朝倉市人権教育・啓発基本指針



2022（令和4）年5月改定

朝 倉 市





## 基本指針の改定にあたって



人権とは、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない権利で、すべての人が人間らしく幸せに生きていくための普遍的な権利です。

これまで人権が尊重される社会の確立に向けて、条約の批准や法制度の整備など、人権に関する様々な取組みが進められてきました。

本市では、2000（平成12）年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2009（平成21）年3月に人権教育及び人権啓発の基本的方向性を示す「朝倉市人権教育・啓発基本指針」を策定し、様々な人権課題に対する諸施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかしながら、現実には社会生活の様々な場面で、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する差別や偏見が見受けられます。また、情報化や国際化の進展に伴い、インターネットによる差別書込みや性的少数者、外国人に関わる人権問題が顕在化するなど、新たな人権侵害も生じています。

国はこうした事態の解消を図るため、2016（平成28）年に人権に関わる3つの法律（「障害者差別解消法」・「ヘイトスピーチ解消法」・「部落差別解消推進法」）の法整備を行いました。

本市においても、これらの法律を具現化するため、2019（令和元）年12月に「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を制定しました。

このような社会情勢の変化やこれまでの人権教育及び啓発の成果と課題を踏まえ、このたび、基本指針を改定しました。

今後は、この指針に基づき、行政職員の意識高揚を図りつつ、市民の皆様とともにすべての人の人権が尊重され、人権文化が息づく差別のない社会を実現するため、より一層の人権教育・啓発を推進してまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本指針改定にあたり、貴重なご意見を賜りました人権教育・啓発懇話会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年5月

朝倉市長 林 裕 二

— 目 次 —

人権教育・啓発基本指針の構成	1
第1章 はじめに	
1 基本指針改定の趣旨	3
2 基本指針の性格	3
第2章 人権を取り巻く状況	
1 国際社会（国連）の取組み	5
2 国の取組み	6
3 福岡県の取組み	7
4 朝倉市の取組み	7
第3章 人権教育・啓発の基本理念、基本方針及び基本姿勢	
1 基本理念	9
2 基本方針	9
（1）同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題の解決	9
（2）すべての人が共存できる人権尊重社会の実現	9
（3）人権を侵すと考えられる制度や慣習の改善	9
3 基本姿勢	9
第4章 人権教育・啓発の推進	
1 人権教育・啓発の基本的あり方	10
（1）多様な機会の提供	10
（2）生涯を通じた効果的な人権教育・啓発の推進	11
（3）市民の自主性の尊重	11
2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	12
（1）就学前における人権教育の推進	12
（2）学校教育における人権教育の推進	13
（3）社会教育における人権教育の推進	14
（4）市民に対する人権啓発の推進	15
（5）企業及び民間団体等に対する人権啓発の推進	19
3 特定職業従事者に対する取組み	20
第5章 分野別施策の推進	
1 同和問題（部落差別）	22
2 女性	29
3 子ども	33
4 高齢者	36

5	障がいのある人	40
6	外国人	45
7	感染症患者等	48
8	犯罪被害者等	51
9	インターネットによる人権侵害	53
10	性的少数者	55
11	さまざまな人権課題	57
	《1》生活困窮者等	57
	《2》北朝鮮当局による拉致被害者等	58
	《3》その他	59

## 第6章 推進体制等

1	本市の推進体制	60
2	国及び県との連携	60
3	関係団体等との連携	60
4	基本指針の見直し	60

## — 資料編 —

○	用語解説	62
○	人権関係年表	71
○	世界人権宣言	75
○	日本国憲法（抄）	79
○	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	83
○	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	85
○	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	93
○	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	102
○	部落差別の解消の推進に関する法律	105
○	朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例	107
○	朝倉市人権教育・啓発推進本部設置規程	109
○	朝倉市人権教育・啓発推進計画機構図	112
○	朝倉市人権教育・啓発懇話会設置規則	113

# 人権教育・啓発基本指針の構成

## 基本理念

### “自分の人権を守り、他者の人権を尊重する地域社会をつくる”

人権教育・啓発の推進を通して、市民の人権意識、人権認識、人権感覚の高揚を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様なあり方をともに認め合える全員参加型の共生社会の実現に向けて多様性を認め合い、一人一人がかけがえない存在として尊重され、幸せに生きる権利が守られるまちをめざします。

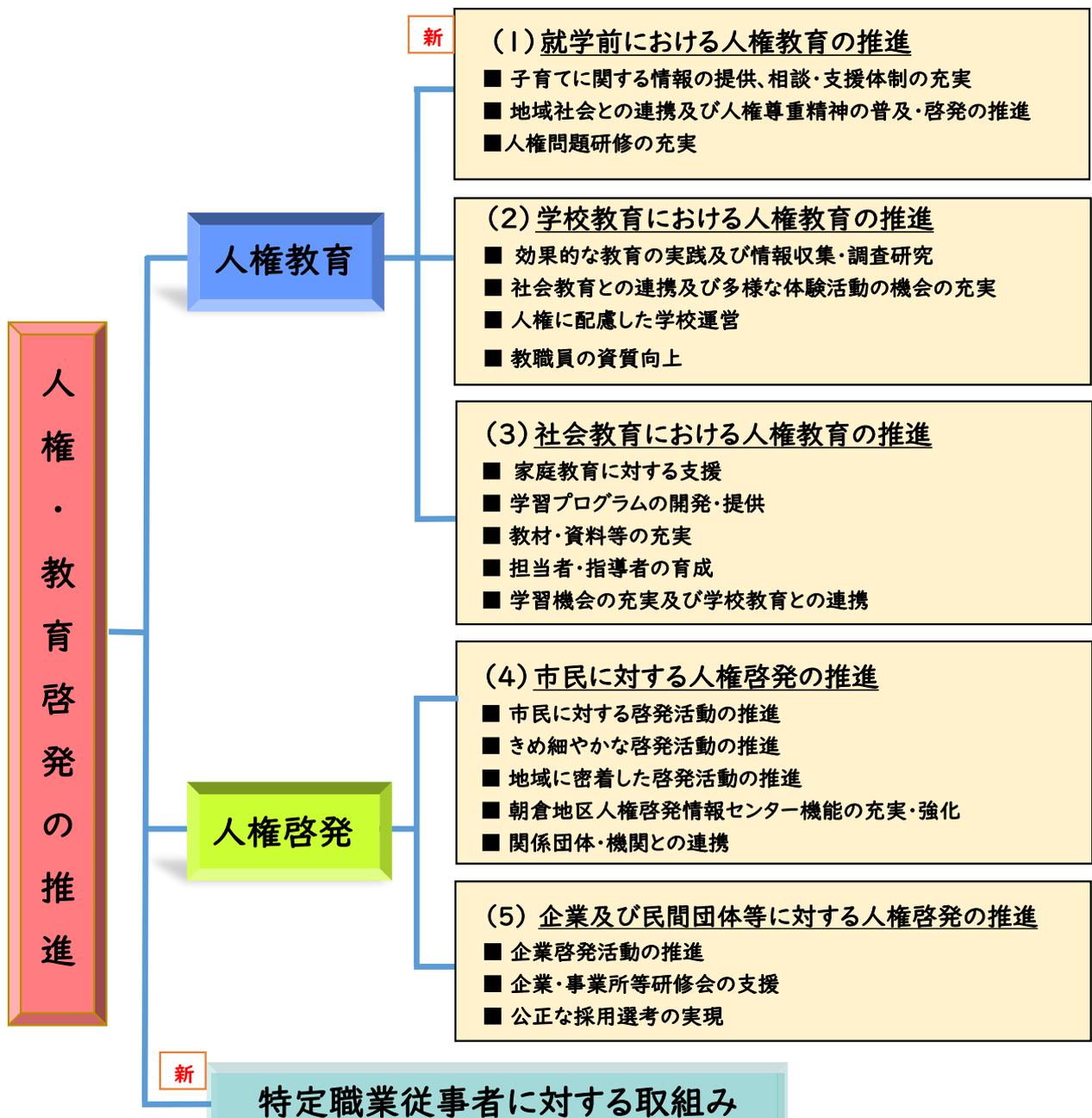
## 基本方針

- (1) 同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題の解決
- (2) すべての人が共存できる人権尊重社会の実現
- (3) 人権を侵すと考えられる制度や慣習の改善

新

## 基本姿勢

- (1) 人権問題を自分の問題として捉え、その解消に向けて自ら考え、行動する。
- (2) 自分の人権と同様に他者の人権を尊重する。(人権の共存)



新

### (1) 就学前における人権教育の推進

- 子育てに関する情報の提供、相談・支援体制の充実
- 地域社会との連携及び人権尊重精神の普及・啓発の推進
- 人権問題研修の充実

### (2) 学校教育における人権教育の推進

- 効果的な教育の実践及び情報収集・調査研究
- 社会教育との連携及び多様な体験活動の機会の充実
- 人権に配慮した学校運営
- 教職員の資質向上

### (3) 社会教育における人権教育の推進

- 家庭教育に対する支援
- 学習プログラムの開発・提供
- 教材・資料等の充実
- 担当者・指導者の育成
- 学習機会の充実及び学校教育との連携

### (4) 市民に対する人権啓発の推進

- 市民に対する啓発活動の推進
- きめ細やかな啓発活動の推進
- 地域に密着した啓発活動の推進
- 朝倉地区人権啓発情報センター機能の充実・強化
- 関係団体・機関との連携

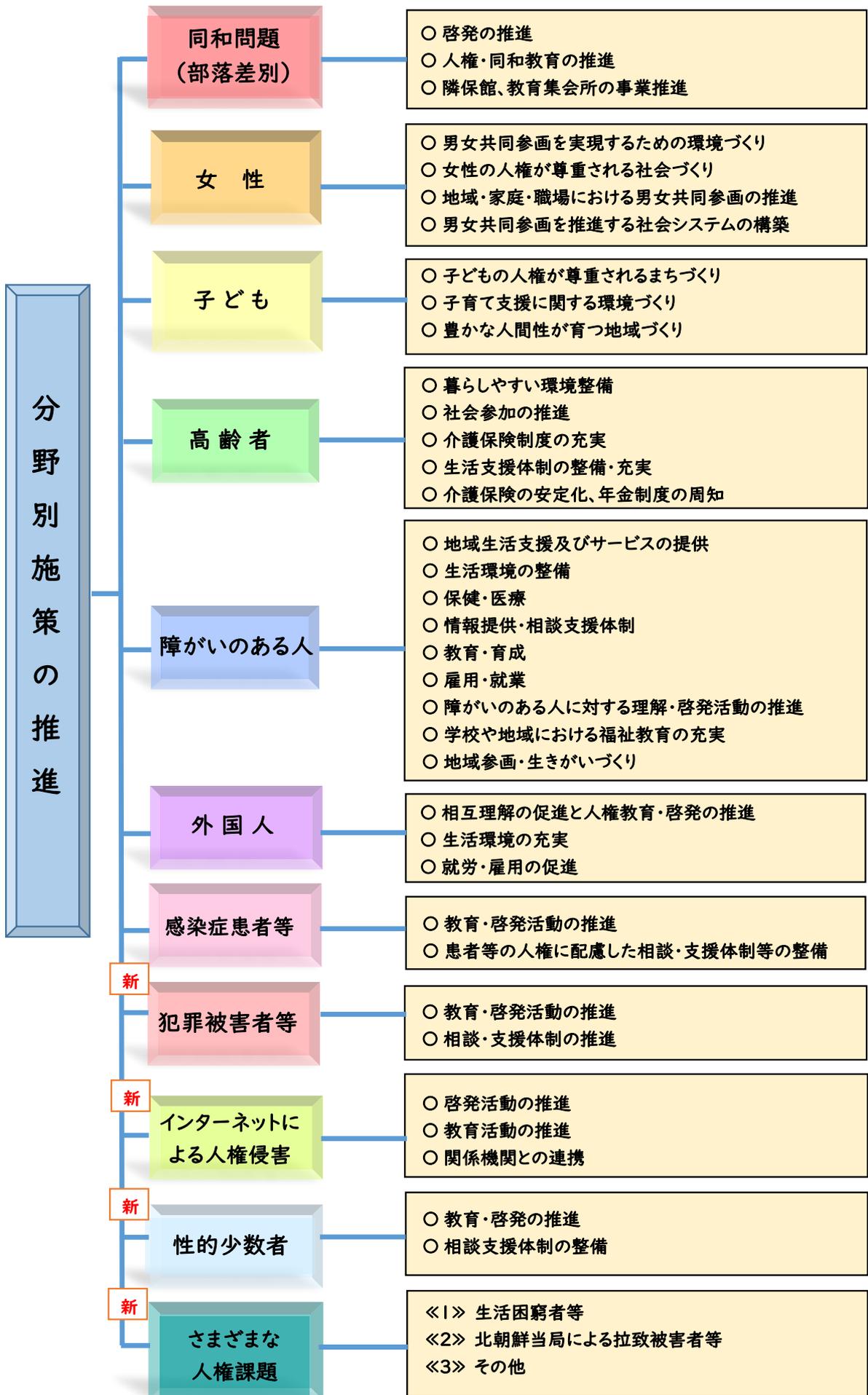
### (5) 企業及び民間団体等に対する人権啓発の推進

- 企業啓発活動の推進
- 企業・事業所等研修会の支援
- 公正な採用選考の実現

新

## 特定職業従事者に対する取組み

(市職員、教職員、保健・医療・福祉・介護関係者、マスメディア関係者など)



# 第1章 はじめに

## 1 基本指針改定の趣旨

朝倉市では、2000（平成12）年に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育啓発推進法」という。）第5条の規定に基づき、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進するため、2009（平成21）年3月に「朝倉市人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、あらゆる差別の解消に向けた人権行政施策を推進してきました。

その結果、市民の人権問題に対する理解はある程度深まっていますが、依然として、学校・地域・家庭・職場その他社会生活の様々な場面において、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別等の人権問題が残存しています。

また、近年の高齢化、国際化、高度情報化等を背景として新たな人権問題が発生しており、人権課題はますます多様化、複雑化しています。

そこで、2016（平成28）年には、\*「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、\*「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、\*「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）等の個人人権課題解消に向けた法律が施行されました。

本市においても、2019（令和元）年12月に「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を策定しました。

以上のような人権を取り巻く状況の大きな変化や、基本指針策定から10年以上が経過した中、これまでの人権教育及び啓発の成果と課題を踏まえ、必要な見直しを行うために基本指針を改定します。

すべての人が幸福を実感できる社会を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、一人一人の能力・可能性が十分に発揮できる社会づくりが求められています。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要です。

基本指針の改定を通じて、市民の人権意識、人権認識、人権感覚の高揚を図るとともに、共生社会の実現に向けて多様性を認め合い、“すべての人が人間らしく幸せに生きる”ための「人権が尊重されるまち」をめざし、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

## 2 基本指針の性格

この基本指針は、「人権教育啓発推進法」第5条の規定に基づき、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、次の性格を有します。

(1) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び本市の「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」等の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的・計画的・効果的に推進するためのものです。

(2) 「第2次朝倉市総合計画」及び既存の各個別計画における人権のまちづくりの精神を明確にする

ものであり、総合計画及び各個別計画と整合性を保ちながら、一体的に推進していくものです。

(3) 2015（平成27）年に朝倉地区人権啓発情報センターが実施した「朝倉地区人権問題に関する住民意識調査」（以下「住民意識調査」という。）により明らかになった実態に基づき、学校・地域・家庭・職場その他様々な場面を通して、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう中長期的な展望を見据えたものです。

(4) 人権が尊重される社会の担い手は市民であるとの認識のもとに、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を踏まえた上で連携・協働し、実効性のある人権教育・啓発を推進するものです。

(5) 基本指針の推進にあたっては、「すべての行政施策は人権施策である」との認識のもと、行政のすべての領域に人権施策を根付かせ、全庁的に推進するものです。

## 第2章 人権を取り巻く状況

### 1 国際社会（国連）の取組み

20世紀において、人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して1945（昭和20）年10月に創設された国際連合は、1948（昭和23）年12月に人権の国際的基準として「世界人権宣言」を採択し、世界の人権尊重の動きは大きく前進しました。

宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」、第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、第2条で「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

国際連合では、世界人権宣言の理念を実現するために\*「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）、\*「国際人権規約」、\*「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）、\*「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）、\*「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）等、多くの人権に関する宣言や条約を採択してきました。

また、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」等、テーマごとに国際年を設定し、人権擁護の取組みを進めてきました。

しかし、東西対立による冷戦終了後も、世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や内戦が多発し、これに伴う人権侵害、難民の発生などの深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権擁護に取り組む気運が高まり、1993（平成5）年に人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設されました。

また、国連は1994（平成6）年の第49回総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、2004（平成16）年には「人権教育のための世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続して実施していくため、2005（平成17）年から重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定され、2006（平成18）年には、国連総会の下部組織として「人権理事会」が設立されました。

このプログラムでは、効果的な人権教育を継続していくため、5年ごとにフェーズ（段階）を区切り、重点領域を定めた計画を策定することになっています。2020（令和2）年から2024（令和6）年の第4フェーズでは、重点対象を「若者」とし、特に「平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重」に重点を置くこととされています。

さらに、2015（平成27）年9月の国連サミットで\*「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」が採択されました。これは、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、2030（令和12）年までに達成すべき国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な達成基準）から構成されているものです。SDGsの内容はどれも「共生社会の実現」を具現化するものであり、人権尊重の考え方がベースにあります。

なお、「人権教育のための世界プログラム」は、SDGsのターゲット4.7と関連しています。

<SDGsのゴール(目標)4(質の高い教育をみんなに)>

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

<ターゲット4.7>

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

## 2 国の取組み

我が国では、日本国憲法で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としており、「基本的人権の尊重」を基本原則として各種国内法の整備や各種施策を実施するとともに、国連が採択した「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」をはじめ、人権に関する多くの条約を批准し、国際社会の一員として人権擁護の取組みを進めてきました。

「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997(平成9)年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

1996(平成8)年の\*「地域改善対策協議会意見具申」(以下「地対協意見具申」という。)では、「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力のもとに、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである」と述べています。また、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」とし、我が国固有の人権問題である同和問題(部落差別)の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなご存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。地対協意見具申で指摘された事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997(平成9)年\*「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」(「人権擁護施策推進法」)に基づく\*人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

1999(平成11)年、人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を行い、2000(平成12)年には「人権教育啓発推進法」が施行されました。同法において、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定され、2002(平成14)年3月に、同法に基づく国の基本計画が示されました。

また、2000(平成12)年に「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という。)、2001年(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006(平成18)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(「高齢者虐待防止法」)、2012(平成24)年に\*「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)、2016(平成28)年には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」等の法律が整備されています。

### 3 福岡県の取組み

福岡県では、1998（平成10）年に、それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえ、「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。

2004（平成16）年に県行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003（平成15）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場面を通じた人権教育・啓発を推進しており、「福岡県青少年健全育成総合計画」や「第9次福岡県高齢者保健福祉計画（2021年度～2023年度）」、「第5期福岡県障がい者福祉計画（2021年度～2023年度）」、「第5次福岡県男女共同参画計画（2021年度～2025年度）」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」等の個別計画においても、人権問題解決のための取組みを進めています。

2017（平成29）年に「福岡県総合計画」を新たに策定し、翌2018（平成30）年には、社会状況の変化や県民意識調査の結果を踏まえ、福岡県人権教育・啓発基本指針が改定されました。

なお、2019（平成31）年には、「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止に加え、基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進、部落差別に係る実態の調査の実施等の規定を盛り込んだ「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「福岡県部落差別解消推進条例」という。）が制定されました。この「福岡県部落差別解消推進条例」において、すべての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現をめざしています。

### 4 朝倉市の取組み

本市は、2006（平成18）年3月20日、一市二町「甘木市・朝倉町・杷木町」が合併し、新たに「朝倉市」が誕生しました。

その合併に併せて、2006（平成18）年3月20日に「朝倉市差別をなくし人権を守る条例」を施行し、日本国憲法の基本理念にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民参加による明るく住みよい地域社会の実現をめざしてきました。

2007（平成19）年には、「新市における人権のまちづくり」に資するための新たな組織として朝倉市人権・同和教育推進協議会を設立しました。

2008（平成20）年3月には、行政運営の基本的な指針として「第1次朝倉市総合計画」を策定しました。その後、2009（平成21）年には、「人権教育・啓発基本指針」を策定し、これに基づき、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校・地域・家庭・職場その他様々な場面を通じた人権教育・啓発を推進してきました。

また、2019（平成31）年3月には「第2次朝倉市総合計画（2019年度～2022年度）」を策定しました。

この計画の基本構想（将来都市像）では、朝倉市に住む人・訪れる人が心地よさや安らぎを感じ、住み続けたい、住んでみたいと思うまちをめざすとともに、2017（平成29）年7月の「九州北部豪

雨災害」からの復旧・復興を経て、被災前よりもすべての世代に元気と笑顔があふれ、再び輝く朝倉市にしたいという想いを込めて「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」と定めています。

そして、その中の基本目標の一つに、「人がつながり、支えあう活力ある地域社会の創造」を掲げ、具体的な施策として「人権が尊重されたまちづくり」を推進していくこととしています。

市民一人一人の基本的な人権が尊重され、お互いに理解し合える、自由で平等な社会を実現するため、人権に関する講演会や人権セミナー、出前講座を開催し、人権教育・啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、誰もが生涯にわたって、幸せにいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。

さらに、「第2期朝倉市子ども・子育て支援事業計画（2020年度～2024年度）」や「第2期朝倉市障がい者計画（2018年度～2023年度）」、「第5期朝倉市障がい福祉計画・第1期朝倉市障がい児福祉計画（2018年度～2020年度）」、「第6期朝倉市障がい福祉計画・第2期朝倉市障がい児福祉計画（2021年度～2023年度）」、「朝倉市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021年度～2023年度）」、「第4次朝倉市男女共同参画推進計画（2022年度～2026年度）」等の個別計画においても、人権問題解決のための取組みを進めています。

また、2015（平成27）年4月に、東峰村・筑前町・朝倉市の広域連携で運営する人権啓発の拠点施設「朝倉地区人権啓発情報センター」を開設し、その年に実施した「住民意識調査」では、約7割の人が、人権問題への関心を示しており、「障がいのある人」「女性」「子ども」「高齢者」の順に関心が高くなっています。人権問題に関する法律や制度については、その内容を知らない人がほとんどであり、迷信や因習についても、差別につながる恐れのあることに疑問を持たずに生活している人も依然として多く見受けられました。「同和問題解決に必要と思う施策や取組み」の設問では、約2割の人が、「何も取りまなくてよい」といった「寝た子を起さすな」の考えを持っている実態が明らかになりました。

2017（平成29）年7月の「九州北部豪雨災害」では、ボランティア希望者と思われる男性から、「同和地区には行きたくないの、その場所を教えてほしい。」といった内容の差別問い合わせ事象が発生しました。

こうした状況を踏まえて、2019（令和元）年12月には既定の「朝倉市差別をなくし人権を守る条例」の全部を改正し、「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を施行しました。

基本指針では、これまでの取組みを継承しつつ、条例の周知と併せて、\*性的少数者や、インターネットによる人権侵害に加え、コロナ差別など新たに顕在化した問題についても、教育・啓発に積極的に取り組みます。

## 第3章 人権教育・啓発の基本理念、基本方針及び基本姿勢

### 1 基本理念

“自分の人権を守り、他者の人権を尊重する地域社会をつくる”

人権教育・啓発の推進を通して、市民の人権意識、人権認識、人権感覚の高揚を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様なあり方をともに認め合える全員参加型の共生社会の実現に向けて多様性を認め合い、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、幸せに生きる権利が守られるまちをめざします。

### 2 基本方針

#### (1) 同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題の解決

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度のもと、経済的、社会的、文化的に厳しい状況におかれ、今もなお、日常生活の中で基本的人権を侵害されるなど、我が国固有の人権問題であるとともに、最も深刻にして重大な社会問題です。

一方で、個別の人権問題には独自の歴史と課題が存在すると同時に、様々な人権問題が関わりながら新たな差別を生み出しています。

これらの人権問題は共通の課題を持っており、この課題を解決することがすべての人権問題の解決につながります。したがって、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題を解決するため、人権問題の共通課題を解決するという視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### (2) すべての人が共存できる人権尊重社会の実現

すべての市民が、人権問題を単に知識としてとどめるのではなく、自らの課題として捉え、課題解決のため主体的に学び、行動し、あらゆる場面に人権尊重の精神を活かすことができるよう、人権意識の高揚に取り組みます。そのためにも、お互いの違いや異なる考え方、生き方を尊重し、多様性を認め合いながらともに生きる社会を実現するための人権教育・啓発を推進します。

#### (3) 人権を侵害すると思われるような制度や慣習の改善

私たちは、昔からの制度や慣習の中で生活しています。制度や慣習は伝統・文化として大切に継承すべきものもありますが、中には科学的根拠がない迷信や因習等を大切にすることで人と人との関係を切り離し、その結果、特定の人たちの人権を侵害すると考えられるものもあります。したがって、すべての市民が人権侵害につながる制度や慣習の問題点について自ら考え、意識や認識を改めていくための人権教育・啓発を推進します。

### 3 基本姿勢

(1) 人権問題を自分の問題として捉え、その解消に向けて自ら考え、行動する。

(2) 自分の人権と同様に他者の人権を尊重する。(人権の共存)

## 第4章 人権教育・啓発の推進

### 1 人権教育・啓発の基本的あり方

「人権教育啓発推進法」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定され、人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。

人権が尊重される心豊かな社会を実現するためには、一人一人が様々な人権問題を自分の問題として捉え、問題解決のため自ら判断し、行動できるようにすることと、それを可能にする社会的な環境や条件の整備が重要です。

人権教育・啓発では、人々のつながりを大切にし、自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方が定着することが求められています。

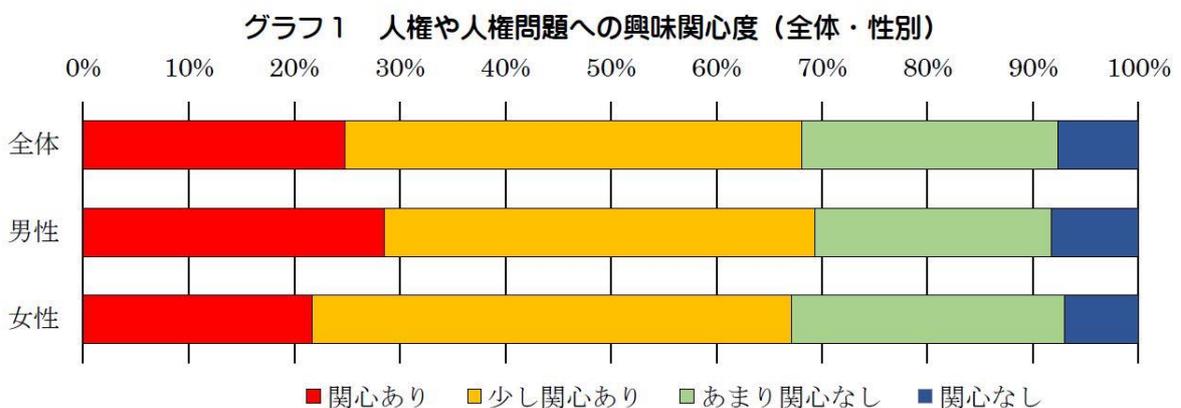
これらのことを踏まえ、本市における人権教育・啓発は、学校、地域、家庭、職場など様々な場面を通して、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、次の事項に留意して推進します。

#### (1) 多様な機会の提供

人権教育・啓発については、家庭、地域、関係機関、関係団体など社会全体が連携・協働し、多様な場と機会を通じて、より効果的、総合的に推進します。また、人権問題がますます複雑化し、多様化する傾向の中で、一人一人が人権に対する理解を深める機会が得られるよう、様々な媒体を活用した人権教育・啓発に努めます。

#### 【参考：「住民意識調査概要版」グラフ1より】

7割近い住民が「人権」や「人権問題」に関心を示しています。



## (2) 生涯を通じた効果的な人権教育・啓発の推進

市民が、生涯を通して人権問題を身近な学習課題の一つとして学び、人権尊重のための取組みを日常生活の中で活かしていけるような、効果的な人権教育・啓発活動を継続的に推進することが必要です。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からアプローチする手法と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする手法があり、両者があいまって人権についての理解が深まっていくと考えられることから、両者の整合性を図って推進します。

また、市民それぞれが身近に感じている人権問題と向き合えるような機会の提供や働きかけを行いながら、人権問題を自らの問題として振り返って考えられるような取組み等を効果的に推進します。

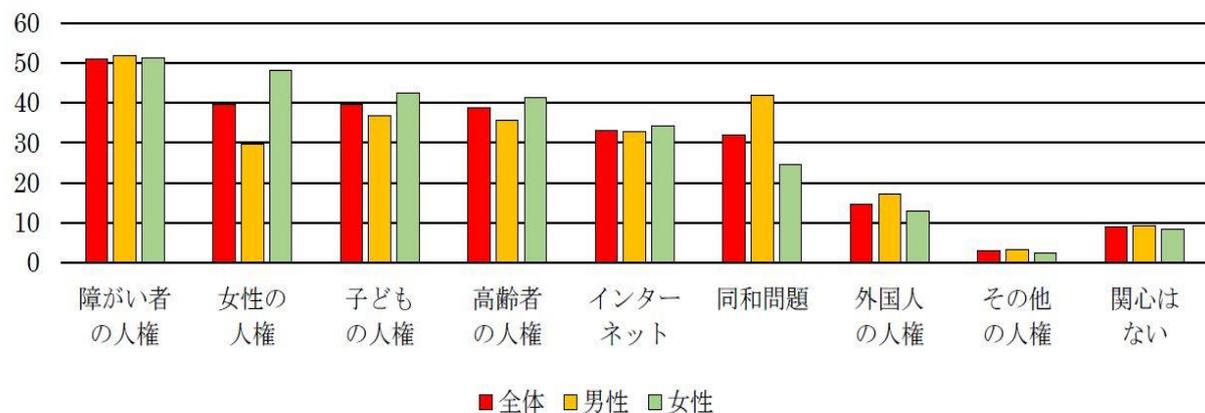
## (3) 市民の自主性の尊重

人権教育・啓発にあたっては、人権問題は人の内面的な問題にかかわる多種多様な考えや意見があることなどから、一人一人の自主性を尊重し、市民が主体的に人権について自ら学び行動していく学習が必要です。また、その効果を十分発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、市民の理解と共感を得るものであることが必要であり、自由かつ率直な意見交換ができる環境づくりに努めます。

### 【参考：「住民意識調査概要版」グラフ2より】

個別の人権課題の興味関心度は、高い方から、「障がいのある人」「女性」「子ども」「高齢者」「インターネット」「同和問題」「外国人」「その他」の順になっており、身近な人権問題に関心が集まっています。

グラフ2 さまざまな人権問題への興味関心度（全体・性別） ※複数回答



## 2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

### (1) 就学前における人権教育の推進

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、自分が周囲の人から大切な存在として受け止められ、愛されていることを感じることによって、自分以外の人の存在に目を向け、親しみを持つようになっていきます。この時期に基本的人権尊重の芽生えを育むことが重要です。

家庭において、保護者が愛情を持って子育てやしつけ、健全な生活習慣や教育を行うことにより、子どもの心身の基盤が形成されます。

地域社会においては、様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通して、豊かな体験を得ることができます。子どもが健全で豊かな人間性を育てていくためには、地域ぐるみで子育てを支援していくことも必要です。

就学前保育・教育機関である保育所（園）、幼稚園、認定こども園では、集団活動を通して、家庭や地域では体験できない社会・文化等に触れ、保育士・幼稚園教諭に支えられながら乳幼児期の貴重な経験により、その基盤はより一層強化されます。

しかし、現状は少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化等により、育児不安や社会的孤立感を抱えている保護者が増加しています。

また、この時期は、心身の成長や発達が著しく、一人一人の個人差も大きいため、発達過程や生活環境等、それぞれの特性や課題に十分留意することが必要です。そして家庭や地域と連携し、基本的な習慣等を十分に身につけることができるよう配慮した教育を行うことが一人一人の人権を尊重した教育・保育であると考えます。

子どもは、大人から守られるだけの存在ではなく、権利の主体であり、自ら行動しながら人格を形成していく存在です。その成長を見守ることは、保護者だけではなく、社会の責任でもあります。

よって、子育て支援体制の整備、地域において子どもを育てる環境や家庭の教育力の向上等の子どもの育成環境を充実させることが求められます。

さらに、人権を尊重する心を培う教育を推進するために、保育士、幼稚園教諭、保護者等、子どもにかかわる人たちの人権意識の向上を図る必要があり、様々な人権問題について正しい理解と認識を深める研修が必要です。

### 【推進方針】

#### ■ 子育てに関する情報の提供、相談・支援体制の充実

子育てに関する支援施設、機関等を中心に、子育てに関する情報の提供、相談体制の充実を図ります。

#### ■ 地域社会との連携及び人権尊重精神の普及・啓発の推進

子どもたち一人一人の発達段階に応じて豊かな人権感覚を培っていくために、各機関の相互の連携を図ります。

#### ■ 人権問題研修の充実

保育士・幼稚園教諭等が人権問題について正しく理解し、指導する力量を身につけるため、研修

会の実施及び各種研修会への参加促進を図ります。

## (2) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、一人一人の違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心など「生きる力」を育む中で、いのちを大切にすることや、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるようになるなど、人権についての知識・理解を深め、それが主体的に日常の態度や行動に現れるような実践力を育てることが必要です。そのためには、学校等における指導方法の改善を図るため、効果的な実践や教材等について研究や交流を積極的に進める必要があります。

また、家庭や地域社会との連携を図りながら、社会性や人間性を育むため、様々な交流を積極的に推進するなど、体験学習の機会を図っていきます。

学校においては、同和問題（部落差別）や障がいのある人に対する差別発言、いじめの問題、規範意識や社会性が身に付いていない子どもの問題等が明らかとなっています。加えて、スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に、子どもが日常的に触れる機会があるといった問題があります。

更に、\*「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）等の個別的人権課題に関する法律制定の趣旨を踏まえ、教育権を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、一人一人の学力と進路の保障に努める必要があります。

子どもたちに人権尊重の精神を育むためには、学校等において、「子どもの権利条約」の精神を踏まえた教育活動を推進します。

また、指導者として子どもに接している教職員の資質の向上が不可欠であり、個々が意欲的に取り組むことも大切ですが、組織的な取り組みも重要です。

## 【推進方針】

### ■ 効果的な教育の実践及び情報収集・調査研究

教科等の授業において、児童・生徒の人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育成する教材として、同和教育副読本「かがやき」、写真や動画を含むDVD版の人権教育学習教材集「あおぞら」及び「あおぞら2」の活用を推進します。

### ■ 社会教育との連携及び多様な体験活動の機会の充実

学校における人権教育は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてその効果が十分に発揮されることから、地域の実情を踏まえ、家庭、地域、関係諸機関との連携を図るとともに、小学校と中学校等の校種間の連携を図り、児童・生徒の発達段階に応じた取り組みを推進します。

### ■ 人権尊重理念に基づく学校運営

人権尊重の精神を育成していくため、「子どもの権利条約」の趣旨等を踏まえて、一人一人の人権を尊重した教育活動を展開することが重要です。

人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」に取り組めます。

## ■ 教職員の資質向上

教職員が一人一人の児童・生徒の大切さを強く自覚し、人権問題を自分自身の課題として捉え、その解決に向けた意志や態度、技能を身に付け、日常の実践行動につなぐことができるよう、研修内容の充実を図ります。

## (3) 社会教育における人権教育の推進

すべての人々が真に尊重される社会の実現をめざし、あらゆる機会を通じて人権に関する学習を推進し、家庭や地域社会など日常生活において、具体的な行動に結びつく人権意識の高揚を図る必要があります。

そのためには、誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習ができ、それぞれの願いや思いを表現し、生きがいを実感できる社会づくりのため、すべての市民を対象として、学習機会の提供方法や参加の仕方等、諸条件の整備・支援が求められています。

また、地域コミュニティ等を中心として、地域の実態を踏まえ、人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく必要があります。こうした中で、従来の講義形式だけでなく、参加者の学習意欲を高めるような方法や内容について、創意・工夫していくことが重要です。

## 【推進方針】

### ■ 家庭教育に対する支援

家庭教育は、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことから、子どもたちに対して、肯定的な自己認識力の育成を図るとともに、日常生活のあらゆる場面を捉えて、偏見を持たず差別をしないことなどを体得させることが必要です。

このため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図るとともに、学校や地域と家庭が連携した活動を推進するなど、家庭での教育の支援に努めます。

### ■ 学習プログラムの開発・提供

体験的参加型学習や参加者自らが主体的に学習内容を構築していく参画型学習等の手法を取り入れるなど、多様な学習活動を創意工夫し、参加者のニーズに応じて、知識・態度・実践力を総合的に捉えて伸ばすことができるよう、効果的な学習プログラムの開発・提供に努めます。

### ■ 教材・資料等の充実

人権問題に対する感性や人権への配慮が態度や行動につながる人権感覚を育むために、人権教育を推進するための資料や冊子等の内容を充実させるとともに、鮮明なイメージで印象に残る学習効果がある視聴覚教材等の活用を図ります。

### ■ 担当者・指導者の育成

市民が人権問題を自らの課題として解決していくためには、担当者や地域において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の役割が重要であることから、その育成及び資質の向上に努めます。特に経験の浅い担当者や指導者に対する研修を実施するなど、その支援を図ります。

## ■ 学習機会の充実及び学校教育との連携

地域コミュニティ等を中心として、地域の実情に応じ、人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育が連携し、人権が尊重されるまちづくりが推進されるよう支援します。

### (4) 市民に対する人権啓発の推進

人権啓発は、市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、様々な人権問題について自分の問題として捉え、これを前提に他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにするとともに、人権侵害があった場合には、これに適正に対処できるよう啓発を推進する必要があります。

本市では、\*「同和問題啓発強調月間」や\*「人権週間」を中心に、講演会、街頭啓発、企業啓発訪問、広報紙やホームページでの啓発・情報提供、啓発パネル展や人権セミナー、啓発映画の上映、人権啓発冊子の配布等を通して、部落差別をはじめ様々な差別の解消に向けた市民啓発を実施してきました。

しかし、これまでの様々な啓発の取組みにもかかわらず、依然として世代と場を問わず人間の尊厳を踏みにじる差別や偏見が見られます。

特に、情報化の進展に伴い、電子掲示板やホームページ、メール、\*SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等に個人や団体等を誹謗中傷する内容が書き込まれるなど、インターネット社会における人権侵害が問題となっています。

## 【推進方針】

### ■ 市民に対する啓発活動の推進

人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、啓発活動の一層の充実に努めます。

「住民意識調査」の結果によると、学校教育で人権・同和教育を受けた若年世代の人権意識が低いことから、若い世代に対し、人権問題を自分の課題として考え、理解を深められるよう、内容や手法に創意工夫を凝らして啓発を推進していきます。

### ■ きめ細やかな啓発活動の推進

人権という文化が、市民の精神風土として育まれるためには、学校・地域・家庭・職場その他様々な場面における身近な問題をテーマとした啓発が大切です。

日常生活で起こる身近な問題をテーマとしながら、様々な啓発手法・媒体を活用して、きめ細かな啓発活動を推進します。

### ■ 地域に密着した啓発活動の推進

人権啓発は、住民に身近な場所で、身近な問題をテーマとして行うことが効果的であることから、地域に密着した啓発活動を引き続き推進します。特に、\*隣保館は、地域に密着したコミュニティセンターとして、地域社会の中で人権啓発や人権課題の解決のための相談事業に積極的に取り組みます。

## ■ 朝倉地区人権啓発情報センター機能の充実・強化

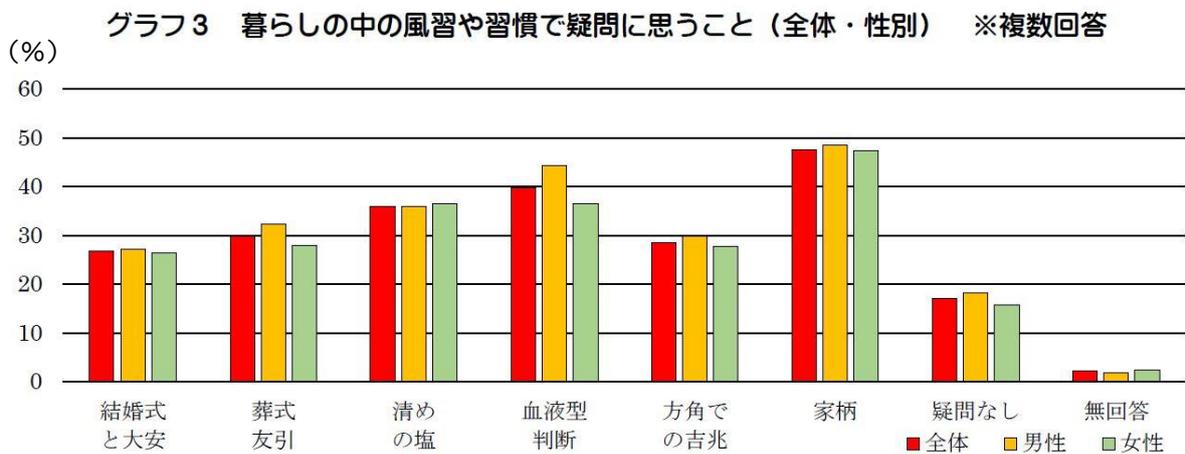
朝倉地区における人権・同和教育の推進及び啓発を図るため、2015（平成27）年4月に東峰村・筑前町・朝倉市の3市町村で設置した「朝倉地区人権啓発情報センター」では、住民啓発の拠点施設として様々な啓発事業を展開してきました。今後とも、住民啓発を担う中核として、事業の一層の充実に努めます。

## ■ 関係団体・機関との連携

人権啓発を効果的に推進するために、各種人権団体、機関等との連携・協働を図り、効果のある啓発活動に取り組みます。

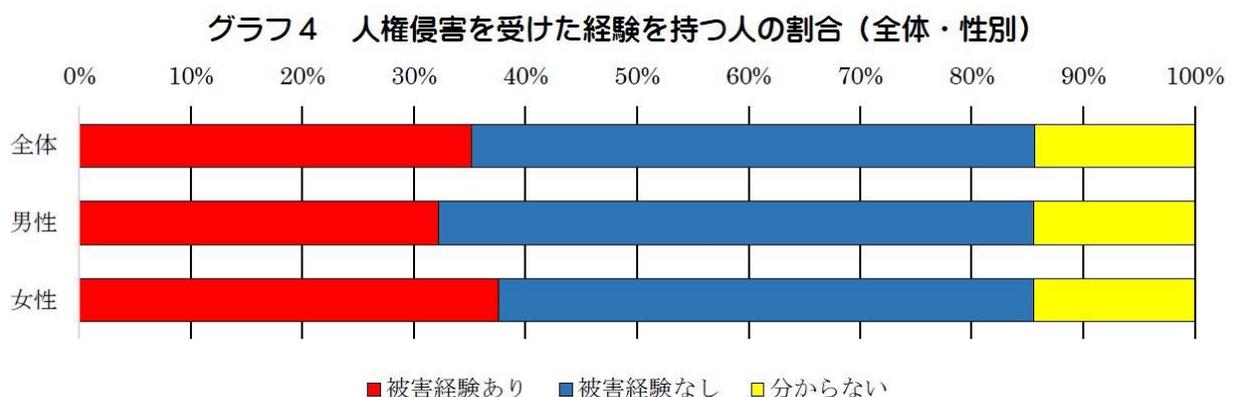
### 【参考：「住民意識調査概要版」グラフ3より】

「風習や習慣」に疑問を持たずに生活の中に取り込んでいる人が依然として多いようです。



### 【参考：「住民意識調査概要版」グラフ4より】

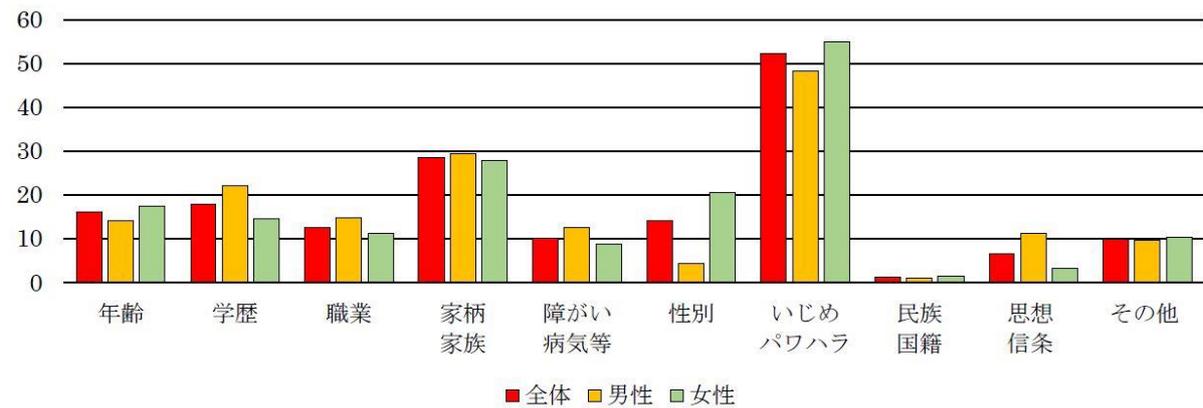
約35%の人がはっきりと人権侵害を受けたと感じていますが、公的機関へ相談し解決するより、我慢をしたり自分で解決したりする人が多いようです



【参考：「住民意識調査概要版」グラフ5より】

人権侵害を受けたことが「ある」と答えた人を性別で見ると、女性の割合が高く、人権侵害を受けやすい立場に置かれているようです。人権侵害の種類は、「いじめやパワハラ」が圧倒的に多く、次いで「家柄、家族・家庭」でした。

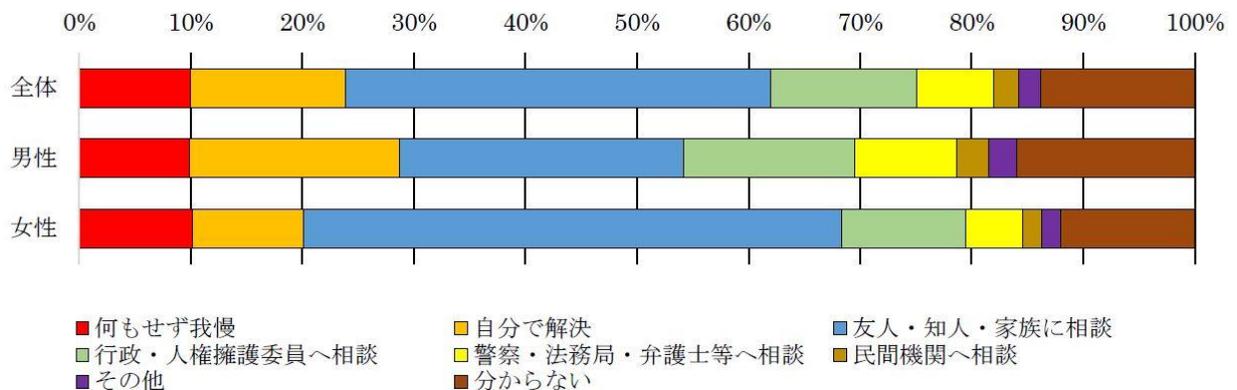
グラフ5 人権侵害の種類と人権侵害を受けた人の割合（全体・性別）※複数回答



【参考：「住民意識調査概要版」グラフ6より】

人権侵害を受けたときの対処法としては、「家族や友人・知人への相談」「自分で解決」が多く「我慢をする」を含め、内々で解決しようとする態度が読み取れます。

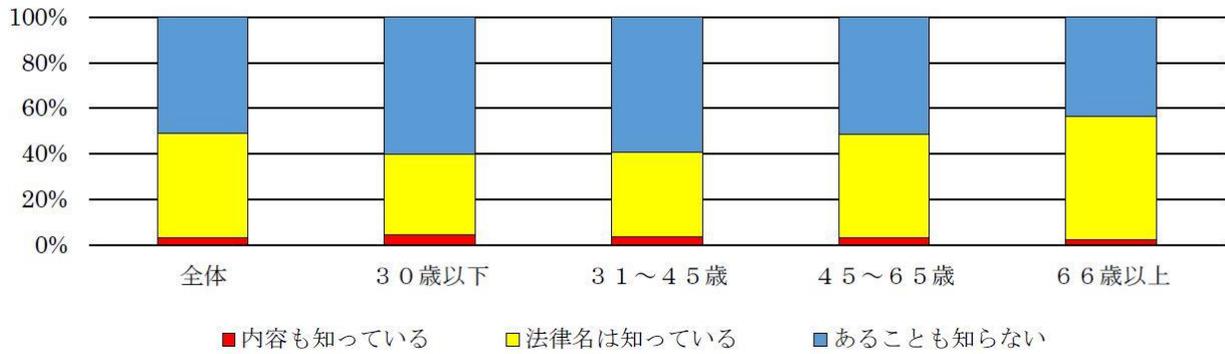
グラフ6 人権侵害を受けたとき、どのように対処しているか（全体・性別）



【参考：「住民意識調査概要版」グラフ7より】

人権に関する法律や制度について、名前は聞いたことがあるがその内容は知らないという人がほとんどのようです。

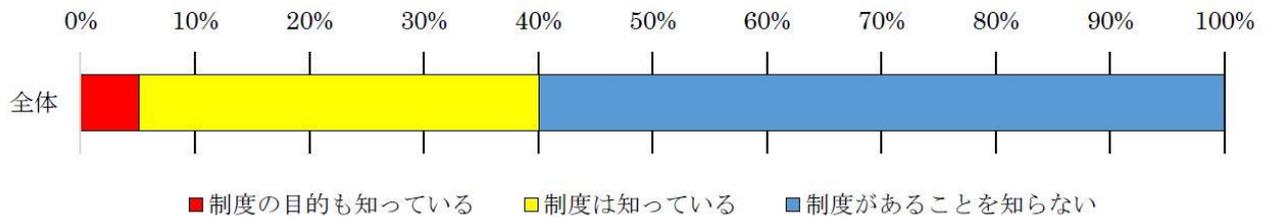
グラフ7 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の認知度（年代別）



【参考：「住民意識調査概要版」グラフ8より】

住民一人一人の個人情報を守る制度として導入されている「住民票等の不正取得通知制度」については、6割の方が「制度を知らない」といった結果が出ています。

グラフ8 住民票や戸籍の不正取得を防ぎ、住民の個人情報を守る制度の認知度



【参考：「住民意識調査概要版」 グラフ9より】

人権に関する研修会や講演会への参加状況では、7割以上の方は「ほとんど参加していない」と回答しており、「人権問題・同和問題」の研修は敬遠しがちな意識があるのではないかと考えられます。

(%) グラフ9 人権研修や人権に関する講演会への1年間の参加回数(全体・性別)



(5) 企業及び民間団体等に対する人権啓発の推進

企業には、地域社会の一員として、社会的責任とともに、様々な社会的貢献が求められており、企業自らの人権問題への対応や雇用主としての取組みが進められています。

しかし、企業においては、人権に配慮した公正な採用選考が行われる一方、賃金や処遇での男女差別、※セクシュアル・ハラスメント、※パワー・ハラスメント、高齢者、障がいのある人、外国人の雇用差別など、人権にかかわる問題を多く抱えています。

また、民間団体等においても、企業と同様に地域社会の一員として社会的責任や社会的貢献が求められています。

企業で働く一人一人が希望にあふれ、その能力を発揮して生き生きと働ける職場を実現するためには、すべての従業員の人権が尊重されることが必要です。したがって、人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、事業者や従業員の人権意識を高めるための人権啓発に努めます。

なお、企業において行われる自主的な人権啓発は、行政が実施する人権啓発事業と同様、従業員本人だけでなくその家族への影響を考えると大きな効果が期待されることから、各企業での人権啓発の実施に対しては講師の紹介や派遣等の支援を行い、その充実を図ります。

【推進方針】

■ 企業啓発活動の推進

事業者や従業員の人権意識を高め、企業活動にも反映されるよう企業啓発を行い、企業内研修に対する情報や教材の提供、研修講師の斡旋等の周知を図ります。

■ 企業・事業所等研修会の支援

朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、会員が様々な人権問題に対する正しい認識と理解を深め、地域住民の就職の機会均等を図るための企業・事業所等研修会を支援します。

## ■ 公正な採用選考の実現

関係行政機関と相互に連携・協力し、職業安定法に基づく「労働者の募集に関する指針」の周知徹底を図り、公正採用選考及び就職の機会均等に努めます。

### 3 特定職業従事者に対する取組み

人権教育・啓発の推進にあたっては、社会のあらゆる人々を対象に、あらゆる機会を通じて実施していく必要があります。「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、市職員、教職員、保健・医療・福祉・介護関係者、マスメディア関係者等を掲げ、これらの人々に対して、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することを求めています。

これら特定職業従事者については、その職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが何よりも重要であることから、これまでも各職場や関係機関等において様々な研修が実施されており、今後も一層の充実を図ります。その際、人権尊重の理念についての認識を高め、きめ細かな人権感覚と実践力が身に付けられるよう内容や手法を工夫し、職種や職務に応じた研修を実施します。

また、各職場や関係機関等による研修が充実したものとなるよう、情報の提供や講師の紹介等についても積極的な支援に努めます。

#### (1) 市職員

地方公共団体は、個々の行政施策を通じて、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具現化する役割を担っております。また、市職員はすべての業務において、市民の人権と直接的・間接的に関わっており、行政サービスを適切に提供する上で、人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付けていることが求められています。

このため、人権に関する各種の職員研修の実施や、人権啓発講演会等への積極的な参加により、市職員の人権意識の高揚を図ってきました。

今後も、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図り、「市民一人一人が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」をめざすため、市職員を対象とした各種人権研修を実施し、一層の人権意識の高揚に努めます。

#### (2) 教職員

保育所（園）・幼稚園・認定こども園、小・中・高等学校の教職員等は、教育活動等を通して、子どもたちの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付ける上で、深く、密接に関わる存在です。

そのため、教職員等が人権に関する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、指導力向上を図るための研修等の充実に努めます。

#### (3) 保健・医療・福祉・介護関係者

子ども、高齢者、障がいのある人、病者等を対象とする保健・医療・福祉・介護関係者は、市民の生命や健康、生活に直接かわる業務に従事しています。こうしたことから、人権を尊重した

処遇や個人情報の適正な管理など、きめ細かな配慮が必要とされます。

したがって保健・医療・福祉・介護関係者の人権意識の高揚を図るため、人権について自主的な取組みの実施を要請するとともに、さまざまな研修会への参加を求め、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養っていけるように努めます。

#### **(4) マスメディア関係者**

テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアを通して多くの情報が提供され、市民の意識の形成や価値判断など、市民の生活に大きな影響を及ぼします。

マスメディアは、その影響力の大きさから、人権を守る有効な手段であると同時に、人権を侵害する危険性も持ち合わせています。

マスメディア関係者の人権尊重はもちろん、偏見や差別意識を解消する視点に立った活動が達成できるように、自主的な取組みとともに、各種研修会への参加を要請していきます。

## 第5章 分野別施策の推進

### 1 同和問題（部落差別）

#### （1）情 勢

1965（昭和40）年の\*同和対策審議会答申（以下「同対審答申」という。）において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識が示されました。この同対審答申を踏まえ、国は、1969（昭和44）年7月に10年間の時限立法として\*「同和対策事業特別措置法」（以下「特別措置法」という。）を施行し、以後、幾度かの法改正を経て、約33年間に亘る同和問題解決に向けた関係施策を実施してきました。

2016（平成28）年12月には、「部落差別解消推進法」を施行し、「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である。」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が部落差別の実態調査を行うことを規定しました。

福岡県では、歴史的経緯や社会的背景を踏まえ、同和問題の解決を県政の重要課題と位置付け、国や市町村と連携し、特別措置法に基づく特別対策のほか、県独自の施策を実施することにより、同和対策を推進し、差別の解消に向けた総合的な同和対策を積極的に推進してきました。

2019（平成31）年3月には、「福岡県部落差別解消推進条例」を施行し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消に向けた施策を推進しています。

本市においては、「同対審答申」や「地対協意見具申」の趣旨を踏まえ、同和対策事業を推進するとともに、同和対策事業長期計画の樹立や事業実施のための調査等を重ねながら、これまで住宅、道路、下排水路等の生活環境整備をはじめ、地域の拠点となる隣保館及び教育集会所の建設や、地区住民の方の生活安定向上のための諸給付並びに諸施策、教育・啓発に関する諸事業等に取り組んできました。その結果、かつての生活環境は改善され、同和問題は解決に向けて大きく前進しました。

また、同和問題解決に向けた教育・啓発活動は、市民の人権意識を高め、他の人権問題の取組みへと広がりを持たせる重要な役割を果たしてきました。

しかし、学校、地域、家庭、職場などの場面において、依然として差別事象が発生しており、差別意識の解消には至っていません。

特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込みや、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しており、同和問題に対する住民の理解を妨げる\*「えせ同和行為」も依然として横行しています。

また、2017（平成29）年7月の「九州北部豪雨災害」において、ボランティア希望者と思われる男性から、「同和地区に行きたくないの、その場所を教えてほしい」といった差別問い合わせ事件が発生しました。

こうした現状を受け、本市では、2019（令和元）年12月20日に、「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別を解消し人権を擁護する条例」を施行しました。

## (2) これまでの取組み

市民啓発の取組みとしては、広報紙に毎月人権に関する記事（シリーズ人権）を連載し、7月と12月には特集記事を掲載しています。

また、7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間では、企業啓発訪問や街頭啓発、講演会等（人権作品発表・パネル展・人権映画上映会）の各種行事を実施しています。

また、2020（令和2）年4月より、インターネット上の書き込み等を監視し、部落差別事象を発見した場合には、法務局等と連携し掲示板の管理者やプロバイダ等に対し削除要請を行うモニタリング事業にも取り組んでいます。

朝倉市人権・同和教育推進協議会（人権協）が主催する人権作品コンクールでは、市民や企業、児童・生徒から広く人権作品を募集し、入賞作品パネル展の開催や作品集を発行することで、市民の人権意識の高揚を図っています。

朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会（朝倉同推連）は、朝倉地区の3市町村（東峰村・筑前町・朝倉市）の人権組織の有機的連携を図りながら、朝倉地区人権・同和教育研究会や人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」の発行、学校教育における人権・同和教育実践交流研修会等を実施しながら、広域連携機能を活かした人権・教育・啓発に努めてきました。

また、各種人権問題に関する相談や、市民や企業、団体等の人権学習支援を行う拠点施設として、2015（平成27）年4月1日に朝倉地区人権啓発情報センターを設立し、各種研修会の支援や人権ライブラリーの閲覧・貸出、人権映画上映会やパネル展の開催、住民意識調査の実施、人権啓発情報センターだより「懸け橋」の発行等、人権に関わる様々な取組みを行っています。

このように、同和問題の解決に向けた様々な取組みを積極的に推進し同和問題の解決を最重要課題として、これまで関係施策の推進に努めています。

学校教育では、基本的人権尊重の精神の育成に向けた取組みを、小・中学校教育を通して、様々な教育活動の中で積極的に推進しています。人権教育の国際的な潮流や、少子・高齢化、国際化、情報化、科学技術の進展等に伴い、より一層人権が尊重される社会を形成する必要があることから、同和教育副読本「かがやき」や人権教育学習教材集「あおぞら」、「あおぞら2」等を活用し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習を進めています。

社会教育においても、充実した人権教育が推進されるよう、資料や冊子等の作成・配布を行い、地域コミュニティをはじめ、各種社会教育関係団体が、それぞれの実態に応じて、生涯学習の視点に立った研修会等を実施しています。

## (3) 課 題

2015（平成27）年に朝倉地区人権啓発情報センターが実施した「住民意識調査」の結果では、差別意識は徐々に解消に向かって進んでいますが、依然として、人権・同和問題について無関心・無理解層が存在していることが明らかになりました。

人権・同和問題に関する研修会や学習セミナーでは、7割以上の方が「ほとんど参加していない」と回答していますし、人権・同和問題を解決する方策について、約2割の人が「何も取り組まなくてよい」と答えており、「寝た子を起こすな」的な考えが根強く残っています。

さらに、学校教育で同和教育を受けた若い世代において、人権問題に関する意識の希薄化が見られることから、今後の人権・同和教育の啓発のあり方については、自分自身の問題として捉えてもらうための工夫が必要です。

#### (4) 推進方針

同和問題（部落差別）の解決は、差別を温存、助長する因習等をなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取組みとともに、<sup>(注)</sup>同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消しうるものと考えます。

今後の推進にあたっては、「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別を解消し人権を擁護する条例」の趣旨を踏まえ、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と反省のもとに、学校・地域・家庭・職場（事業所）等が連携し、市民一人一人が、同和問題（部落差別）に対する確かな人権意識を培い、自主的に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

#### ① 啓発の推進

##### (ア) 市民に対する啓発活動の充実

- ・7月の同和問題啓発強調月間を中心に啓発活動に取り組みます。
- ・朝倉地区人権啓発情報センターの取組みとして、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発に努めます。
- ・「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別を解消し人権を擁護する条例」の周知に努めます。

##### (イ) 地域における啓発活動の支援

- ・地域コミュニティ等が行う人権研修について支援を行います。
- ・隣保館及び教育集会所において、福祉及び人権啓発の交流拠点施設として人権啓発活動を推進します。

##### (ウ) 企業に対する啓発活動の充実

- ・朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、公正採用選考の周知を図るとともに研修講師の派遣等を通して、企業における啓発活動を支援します。

##### (エ) えせ同和行為の排除

- ・法務局や警察、朝倉地区企業内同和問題推進協議会との連携の強化を図ります。

#### ② 人権・同和教育の推進

##### (ア) 学校教育

- ・就学前・小学校・中学校・高等学校等、一貫した人権・同和教育を推進するため、教育活動全体を通じた取組みを進めます。
- ・差別事象に関する指導等については、事実関係を丁寧に把握し、教育によって解決を図るべき課題を明らかにした上で、課題克服に向けた取組みを推進します。

##### (イ) 社会教育

- ・教育の出発点となる家庭教育の重要性を認識し、保護者等に対する学習機会や情報の提供を行います。

- ・効果的な学習を進めるために、学習方法の工夫・改善等を進めるとともに、教育資料や視聴覚教材、ホームページ等のインターネットを通して、的確な情報提供に努めます。
- ・解放子ども会及び解放学級の活動の支援に努めます。

### ③ 隣保館、教育集会所の事業推進

#### (ア) 教育・文化活動の推進

- ・ミニデイサービス、健康講座、文化教養講座等を開催することで、地域・家庭の教育力の向上を図るとともに、文化祭等の各種の催しを通じて、文化活動の報告や情報発信を行います。

#### (イ) 地域交流事業の推進

- ・同和地区及びその周辺地域の住民に対する啓発活動や相互交流を推進するため、レクリエーション活動や講演会等を開催します。

#### (ウ) 実態把握及び相談体制の充実

- ・インターネット上における部落差別の実態を把握するため、モニタリング事業を実施します。
- ・隣保館職員をはじめ、人権相談業務に従事する職員、民生委員・児童委員等の連携を図り、同和問題をはじめとする人権問題に関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。
- ・法務局、公共職業安定所（ハローワーク）及び人権擁護委員協議会等との情報の共有を図り、連携を強化します。

(注)

「同和地区」

行政機関による\*被差別部落の呼称。同和地区とは、＜歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害される地域＞（\*同和对策事業特別措置法第1条）をいう。

＜同和地区＞は、被差別部落を指す行政用語であるが、厳密に言えば被差別部落と同じではない。すなわち、行政機関によって\*同和对策事業が必要と認められた地区に限定され、歴史的には被差別部落であっても、同和地区と認定されていないところがある。これを未指定地区という。

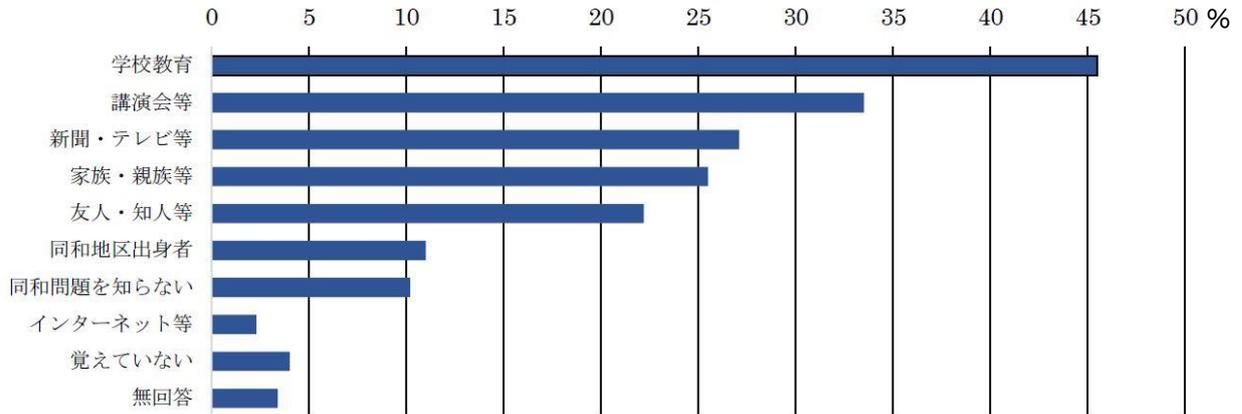
未指定地区になった経緯については、様々な理由がある。第1に行政機関の部落問題に対する消極的姿勢、第2に地区住民の間で\*〈寝た子を起こすな〉という声が強いこと、第3に、ある程度豊かな地区であったため、＜生活環境の安定向上＞に主たる力点を置いてきた同和对策事業の実施の必要がなかったため、などが挙げられる。

（部落解放・人権研究所編『部落問題人権辞典』より）一部抜粋

【参考：「住民意識調査概要版」 グラフ 10 より】

同和問題に関する知識や情報を得た場合は、学校教育を筆頭に、講演会等、各種メディア、家族・友人の順でした。

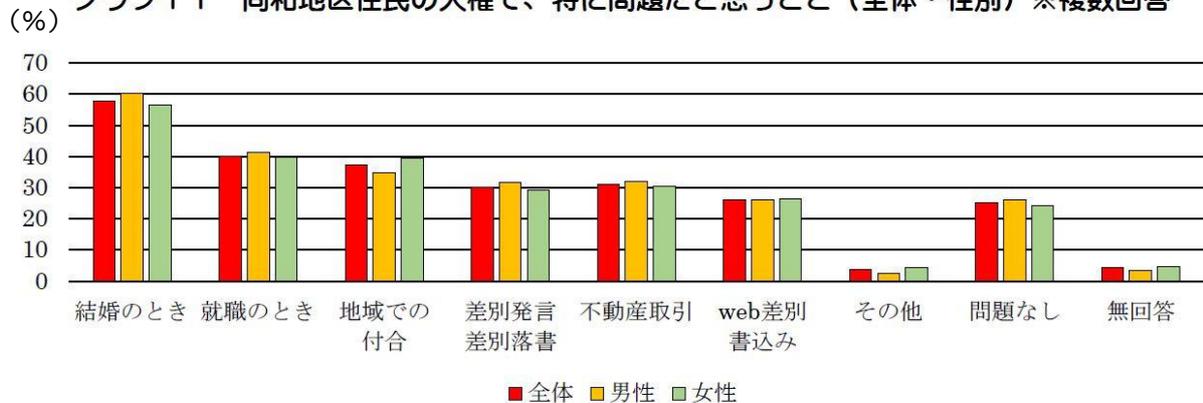
グラフ 10 同和問題に関する知識や情報は、何を通して知ったか。 ※複数回答



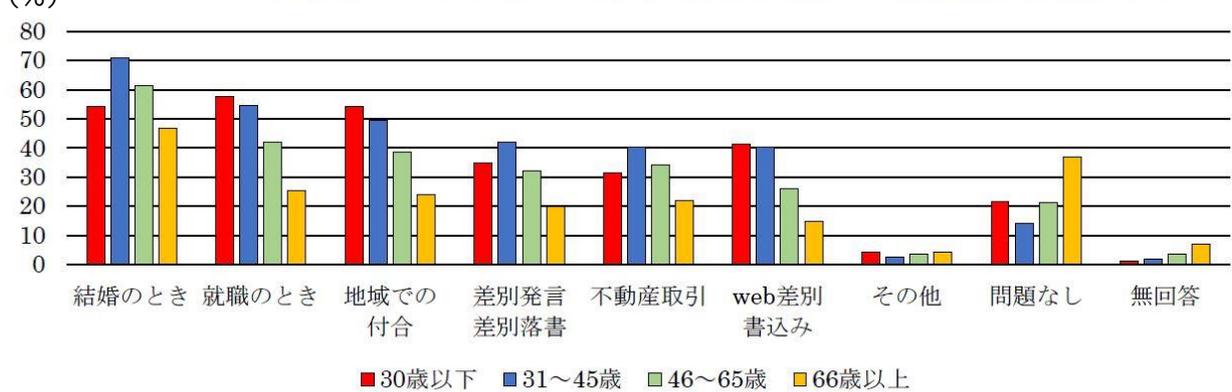
【参考：「住民意識調査概要版」 グラフ 11・12 より】

同和問題で特に問題だと思うこととして、上位に選択されたものは、「結婚に際して出身が問題にされる場合がある」「就職や仕事上、不利益な扱いを受ける場合がある」「付き合いを避けるなど地域で不公平な扱いを受ける場合がある」でした。同和地区に対する差別意識が根強く存在していることを物語る調査結果と言えます。

グラフ 11 同和地区住民の人権で、特に問題だと思うこと (全体・性別) ※複数回答



グラフ12 同和地区住民の人権で、特に問題だと思うこと（年代別）※複数回答

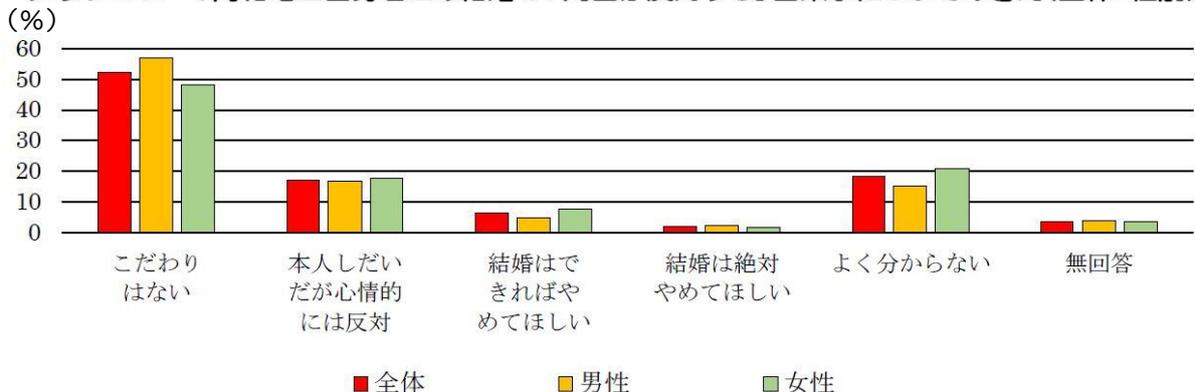


【参考：「住民意識調査概要版」グラフ13・14より】

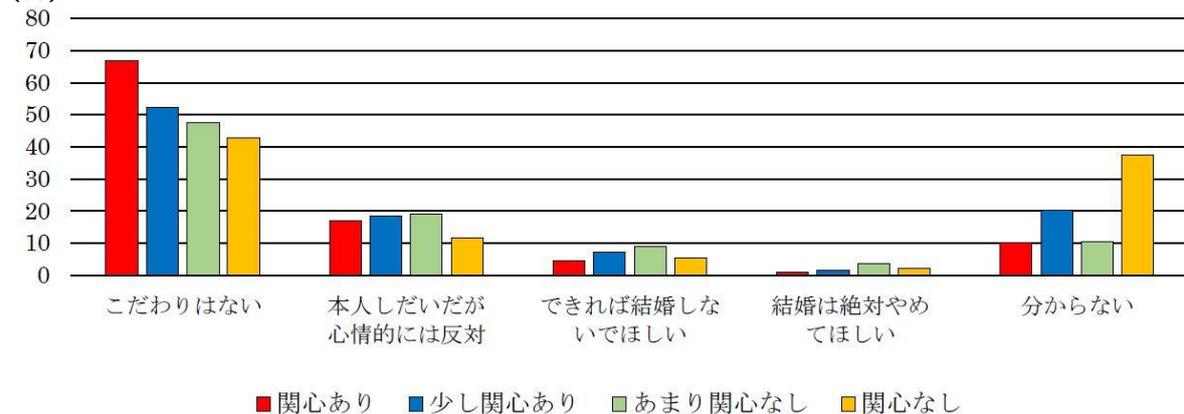
同和地区出身者との結婚について、「本人同士の問題であり、何のこだわりもない」と回答した人が半数を超えています。これは、人権・同和問題についての教育や啓発の成果であるとともに、人々の結婚観が変化し、日本国憲法に規定された誰と結婚するかは当事者が決めることという考え方が、一定の広がりを持ってきた結果でもありと思われる。

しかし、人権問題に興味関心が高い人であっても、「感情的には反対」「できればやめてほしい」「絶対やめてほしい」と回答した人もおり、依然として根強く部落差別意識が残っています。

グラフ13 「同和地区出身者との結婚で、周囲が反対する」出来事についての考え（全体・性別）



グラフ14 「人権問題への関心度」と「同和地区出身者との結婚に対する考え」の関係

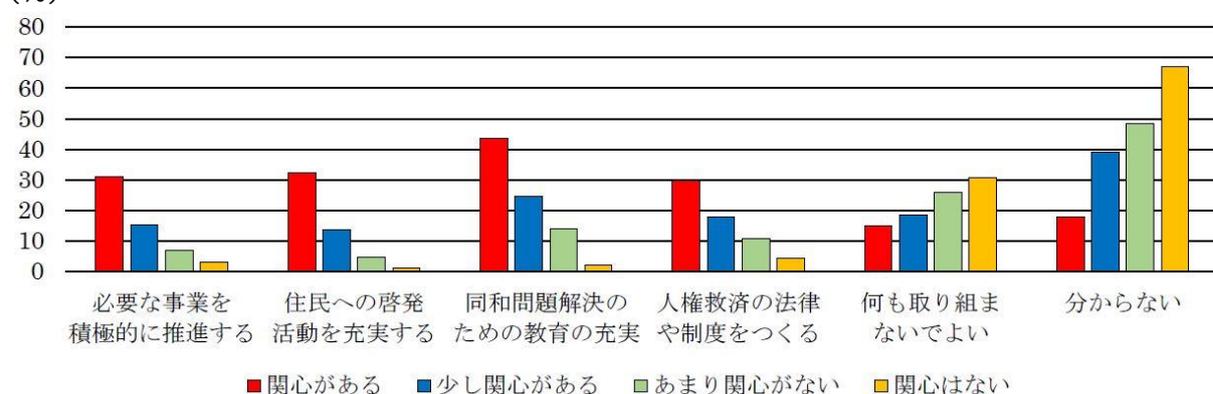


【参考：「住民意識調査概要版」グラフ15より】

「人権問題の関心度」と「同和問題解決のために重要と思う施策や取組み」の関係を見ると、人権問題に関心が高いほど具体的な取組みが重要だとし、関心が低くなるにつれ、同和問題の解決に向けては「何も取り組まなくてよい」「分からない」と消極的な考えが増えています。

約2割の人が「何も取り組まなくてよい」といういわゆる「寝た子を起こすな」の考えを持っています。

グラフ15 「人権問題への関心度」と「同和問題解決に重要と思う施策や取組み」の関係



## 2 女性

### (1) 情勢

女性の人権尊重や地位向上の動きとして、国連では、1975（昭和50）年の「国際婦人年」や、これに続く1976（昭和51）年から10年間を「国連婦人の10年」として女性問題に関する認識を深めるための活動が奨励される中で、1979（昭和54）年に「女子差別撤廃条約」が採択されました。

さらには、1993（平成5）年の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたほか、数次の世界女性会議等が連動して進められ、現在の※男女共同参画社会の形成に向けた動きへと繋がってきました。

我が国においても、日本国憲法で定められている政治的、経済的又は社会的関係における性差別の禁止（第14条）並びに家族関係における男女平等（第24条）の具現化、1985（昭和60）年の「女子差別撤廃条約」にあたり、同年に※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定、1987（昭和62）年に「新国内行動計画」を策定するなど、男女平等の実現に向けた各種法律や制度の整備が図られてきました。

その後、国内の少子・高齢化等の急激な社会変化への対応とも相まって、1996（平成8）年に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1999（平成11）年6月に男女共同参画社会の実現を21世紀我が国の最重要課題と位置付けた※「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

2015（平成27）年には、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとするすべての女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会づくりを目的とした※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布され、同法第15条第1項の規定に基づき、平成28年から5年間を計画期間として取り組む「事業主行動計画」の策定を義務付けています。

しかし、法制度や社会環境の整備の進展にもかかわらず、依然として社会や家庭においては女性に関する多くの課題が残されています。人々の意識や行動、社会的慣習の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、「男は仕事、女は家庭」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識が残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けていることがよくあります。

また、※ドメスティック・バイオレンス（以下DVという。）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児に関するハラスメント、ストーカー行為等で女性の人権が侵害されている実態があります。

### (2) これまでの取組み

本市では、2006（平成18）年5月にDV等の女性に対する暴力に関する相談窓口として「あさくら女性ホットライン」を設置し、相談事業や啓発活動を行っています。

2007（平成19）年4月には、「第1次朝倉市男女共同参画推進計画（平成19～23年度）」を策定、同年12月に「朝倉市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、「朝倉市男女共同参画審議会」を設置しました。

2012（平成24）年3月には、「第2次朝倉市男女共同参画推進計画（平成24～28年度）」を

策定し、「自立し支え合い 個性や能力を発揮できる 元気な朝倉市」を基本理念に掲げ、あらゆる分野において男女共同参画のまちづくりを推進してきました。

2017（平成29）年3月には、「女性活躍推進法」に基づく推進計画を盛り込んだ「第3次朝倉市男女共同参画推進計画（平成29～令和3年度）」を策定しました。

2020（令和2）年10月には、本市における男女共同参画意識について現状を把握し、男女共同参画推進計画の見直しの基礎資料を得ることを目的に市民意識調査を行い、2022（令和4）年3月に「第4次朝倉市男女共同参画推進計画（令和4～8年度）」を策定しました。

### （3）課 題

令和2年度実施の市民意識調査の結果では、男女共同参画への関心度は50.2%で前回より8.6ポイント減少し、「社会的性別（ジェンダー）」や「男女共同参画社会基本法」という言葉を見たり聞いたりしたことがない人については、7割～8割以上となりました。

また、男女ともに「平等」と感じる割合が低く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」においては、「男性優遇」と感じる割合が高くなっています。

地域活動での男女の役割分担について、役職等を主に男性が担い、地域行事の企画等を主に男性が決定している現状にあり、女性の意識は「現状のままでよい」と「改善すべき」がほぼ同数であることが課題です。家事分担は夫婦で協力することが望まれますが、現状はいずれの年代も「妻中心」が7割以上と女性の負担が高い状況です。また職場において、育児休業等両立支援制度が利用しにくい環境であること等も課題です。

今後、地域社会の活性化には、女性の育児・介護負担の軽減を図り、昇給・昇格、役職への登用等の男女格差を解消し、方針決定の場で女性の意見が反映される体制を構築していく必要があります。

また、DV等の暴力を容認しない社会づくりを進めるため、あらゆる世代、特に若年層への暴力防止啓発が必要です。また、女性だけでなく、男性や性的少数者など多様なDV被害者への適切な支援が求められています。

### （4）推進方針

女性の人権が尊重される社会実現のために、女性自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を均等に享受することができる社会の形成に向けて、以下の取組みを積極的に推進します。

#### ① 男女共同参画を実現するための環境づくり

##### （ア）社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進

・男女共同参画及び人権尊重の理念に基づく啓発活動を通じて、社会において男女が平等に個性と能力を発揮するための意識形成を推進します。

##### （イ）男女共同参画の意識を育む教育・学習の推進

・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めます。また、男女がともに家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するための教育を推進します。

**(ウ) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進**

・「朝倉市男女共同参画のまちづくり条例」及び同推進計画に基づき、家庭・地域・職場など様々な場面において啓発活動を行います。

**② 女性の人権が尊重される社会づくり**

**(ア) 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進**

・女性に対する暴力防止に関する理解と啓発を推進し、関係機関等との連携を図り、配偶者からの暴力防止及び被害者保護等の対策を推進します。

**(イ) 相談窓口の設置や被害者の支援体制整備**

・被害者からの相談に適切に対応できるよう、相談業務の充実・強化を図ります。

**(ウ) 生涯を通じた女性の保健福祉支援体制の整備**

・女性の「性と生殖の権利」に関する理解を促進するため、各種啓発を実施します。

**③ 地域・家庭・職場における男女共同参画の推進**

**(ア) 地域における男女共同参画社会づくりの推進**

・広報誌等を活用した啓発記事の掲載や各種講演会等の開催を通して、男女共同参画についての正しい理解を広めます。

**(イ) 男女がともに支え合う子育て・介護の実現**

・男女が仕事と家庭の責任を担い、育児や介護ができるよう啓発等を行うとともに、仕事と家庭の両立を支援するための環境づくりを推進します。

**(ウ) 職場における男女共同参画体制の推進**

・職場において女性が能力を発揮できるよう、職場環境の整備促進を図り、男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めます。

**④ 男女共同参画を推進する社会システムの構築**

**(ア) 政策方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくり**

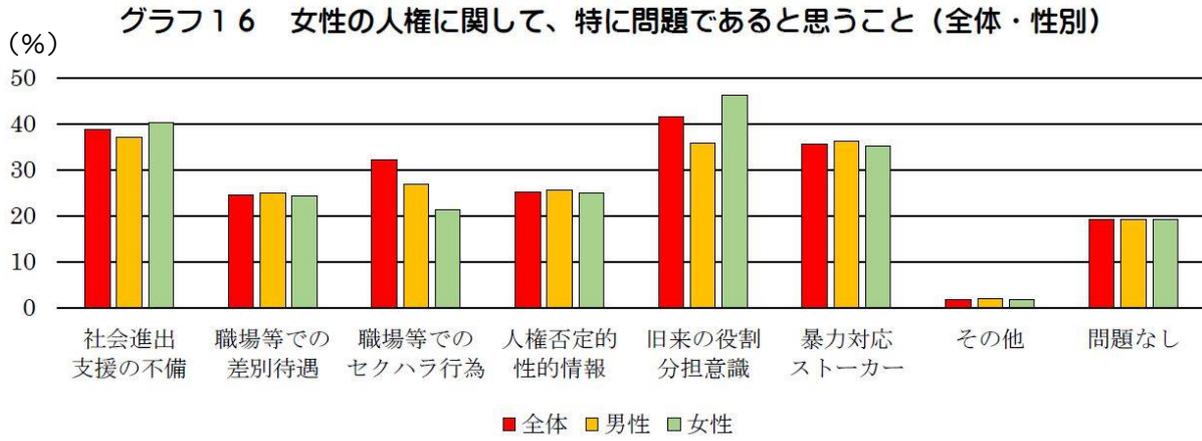
・政策方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用を推進するとともに、女性の能力を発揮するため、女性リーダーの育成に向けた研修等の取組みを推進します。

**(イ) 参画拡大のための啓発推進**

・広報誌やホームページを通して、地域や各種団体・組織が習慣の見直し等を推進する後押しを行います。

【参考：「住民意識調査概要版」グラフ16より】

女性の人権については、様々な課題があります。



### 3 子ども

#### (1) 情勢

子どもが幸せな生活を送るために必要な権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を目的とした「子どもの権利条約」が1989(平成元)年の国連総会において採択され、我が国も1994(平成6)年に批准しました。

1999(平成11)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000(平成12)年には、「児童虐待防止法」、2013(平成25)年には、「いじめ防止対策推進法」、2014(平成26)年には、「子どもの貧困対策法」が相次いで施行されました。さらに2017(平成29)年には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど、関係法令等が整備されました。

このように、子どもの人権尊重の動きが進む一方、虐待、いじめ、体罰、貧困等の子どもの人権侵害が深刻化しており、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化しています。

また、覚せい剤や大麻等の薬物乱用やスマートフォン等のSNSを介在したいじめ、性的犯罪の被害などの問題が起きています。

#### (2) これまでの取組み

本市においては、2003(平成15)年の「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」の成立を受け、2007(平成19)年3月に\*「次世代育成支援行動計画」を策定し、2010(平成22)年に「同後期行動計画(平成22~26年度)」を策定、子ども・子育て支援の取組みを行ってきました。

2012(平成24)年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015(平成27)年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたことを受け、策定された「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」も現在、第2期(令和2~6年度)に入っており、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりを進めています。

また、2013(平成25)年の「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」及び2014(平成26)年3月の「福岡県いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、「朝倉市いじめ防止基本方針」を策定しました。その後、2015(平成27)年1月に「朝倉市いじめ防止対策推進条例」を施行し、いじめ防止等のための対策を推進しています。

#### (3) 課題

子どもを取り巻く状況は、少子化や核家族化・家族構成の多様化・都市化の進行・家庭や地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化等により、大きく変化しています。このような中、子ども同士や地域とのふれあいの中で、切磋琢磨する機会や、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心を培うことが求められています。

家庭においては、親の教育力や養育力の低下が見られ、さらに育児不安や育児ストレスの増大等が、児童虐待の増加につながっている傾向にあります。

学校においては、言葉や暴力、あるいは仲間外しなどによる「いじめ」や不登校等が問題化しており、児童・生徒への支援に取り組むため、スクールソーシャルワーカー、相談員等との連携・強化が求められています。

地域社会においては、人間関係の希薄化や社会性の欠如が問題となっており、地域の教育力の低下と子育ての孤立化が指摘されています。

さらに情報化社会の中で、インターネットや携帯電話の普及による有害情報の氾濫、生命をも奪う犯罪の増加など、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。

こうした問題を解決するため、学校や家庭、地域社会が一体となり、互いに連携を図り、それぞれの教育力、養育力を高めることが必要です。そして、子ども一人一人の人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識し合える環境づくりを推進する必要があります。

#### **(4) 推進方針**

社会全体で子どもの健やかな成長を支援するため、学校・地域・家庭・職場及び関係機関が連携し、人権の視点に立って子どもたちのことを考え、議論できるネットワークの構築を図り、地域社会の連携による総合的な取組みの充実・相互支援を図ります。

また、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、子どもの権利の尊重と擁護に向けた取組みを積極的に推進していきけるよう、「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた取組みを推進します。

### **① 子どもの人権が尊重されるまちづくり**

#### **(ア) 市民意識の醸成を図るための啓発**

・「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」及び「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」に合わせた啓発活動を実施します。

#### **(イ) 人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進**

・人権セミナーや出前講座等を通じて、小・中学校 PTA や保育所(園)、幼稚園等の保護者を対象に学習機会を提供し、啓発を推進します。

#### **(ウ) 人権の視点に立ったネットワークの構築**

・保育所(園)、幼稚園等をはじめ、学校、地域、関係機関等と連携・協力して、子どもを守る取組みができる体制を整えます。

### **② 子育て支援に関する環境づくり**

#### **(ア) 子育て支援体制の整備**

・子育てに対する不安や悩み等を解消するための支援事業を実施します。

#### **(イ) 相談体制の充実**

・子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等、様々な問題についての相談機関の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家等による相談事業の充実を図ります。

#### **(ウ) 子育てを応援する仕組みづくり**

- ・子育ての負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を促進するため、保護者の多様なニーズに応え、延長保育、一時保育、地域子育て支援等の保育サービスの充実を図ります。

### ③ 豊かな人間性が育つ地域づくり

#### (ア) 子どもの健全育成の推進

- ・子どもたちの豊かな情操や自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性などの豊かな心を育むことにより、異文化の理解や異なる価値観の受容など、多様性を理解することができる青少年を育成します。
- ・不登校や虐待等、様々な問題についての相談機関の周知に努めるとともに、スクールカウンセラー等の専門家による相談事業の充実を図ります。

#### (イ) 情報提供、交流機会の提供

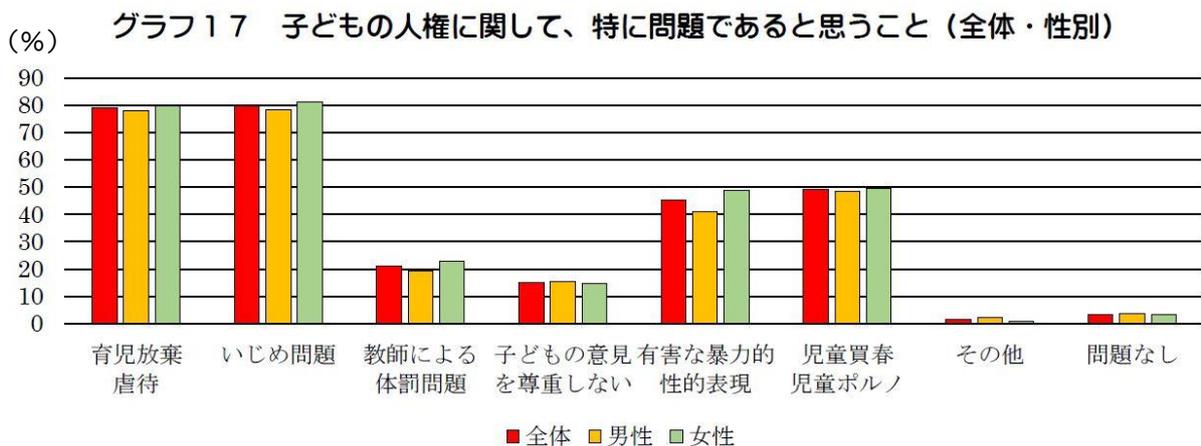
- ・子育て中の保護者が必要とする情報を広報誌やホームページで提供し、子育てに関わるボランティアを対象とした研修会等を実施します。

#### (ウ) 児童虐待防止対策の充実

- ・地域、家庭、関係機関との連携を図り、未然に児童虐待防止の対策を図ります。

#### 【参考：「住民意識調査概要版」グラフ17より】

子どもの人権に関して、様々な問題があります。



## 4 高齢者

### (1) 情勢

現在、我が国は、出生率の低下と平均寿命の伸長等を要因とした、人口減少・高齢化が著しく進行しており、歴史的にみても比較対象として前例を見ない状況になっています。

2021（令和3）年9月15日現在、65歳以上の高齢者人口は、約3,640万人（前年比22万人増）で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%（前年比0.3ポイント上昇）となっています。

日本の総人口は減少傾向に入っており（2021年は前年比51万人減）、今後も高齢化率は上昇し続けると考えられます。

また、本市の65歳以上の高齢者人口は、2022（令和4）年3月末現在、18,167人であり、高齢化率は35.5%となっています。国立社会保障人口問題研究所による推計人口においては、高齢者人口は2020（令和2）年がピークとされており、今後は減少していくと推測されていますが、総人口が減少していく中において、高齢化の割合は、全国と同様に今後も増加が続くと見込まれています。

そのような中、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加に伴い、後期高齢者（75歳以上）や認知症高齢者等、何らかの支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、「介護保険制度」が2000（平成12）年から施行され、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとして定着してきました。

その後、2014（平成26）年度に新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設、地域支援事業の充実等を内容とする介護保険制度の改正が行われ、さらに、2017（平成29）年度には、団塊の世代すべてが75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが維持できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を切れ目なく、一体的に提供するための仕組みである\*地域包括ケアシステムの構築に向けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

### (2) これまでの取組み

本市では、合併当初の2006（平成18）年3月「朝倉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉サービスの充実に努めてきました。

その後、介護保険制度の改正等を踏まえた見直しを重ね、令和2年度に「第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～令和5年度）」を策定しました。地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に取り組むため、「ともに支えあい 健康で笑顔ひかる 安らぎの朝倉市」を基本理念に掲げ、災害などの緊急時における対策や適切な感染症対策とともに、新しい生活様式に基づく高齢者の\*フレイル・社会的孤立の予防など、新たな課題への対応に取り組んでいます。

### (3) 課題

急速に少子高齢化が進む中、高齢者が活躍できる社会や、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できる体制づくりが求められています。

そのためには、スポーツや文化活動、ボランティア活動、生きがい就労等による高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を支援するとともに、世代を超えた交流を深め、社会

参加を促進することが大切です。

「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進、在宅医療・介護の連携の推進、見守り体制を含む地域共生社会の実現に向けた取組みを推進していきます。

全国的な傾向として、高齢者の孤立や 8050 問題（高齢者の親と引きこもりの子どもの家庭）、老々介護、ダブルケア（介護と育児を同時に行うこと）等、より複合的な問題を抱える家庭も増加しています。

本市においても継続した対応が必要なケースや困難事例の増加などが課題となっています。

加えて、高齢者の増加に伴い増加するとされている認知症高齢者について、\*認知症になっても個人の尊厳が尊重され、地域で安心して生活できるよう、\*成年後見制度の利用の促進等、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進めていかなければなりません。

#### （４）推進方針

高齢者が安心して活動的な暮らしができるように、社会環境の整備・充実を図る施策を展開するとともに、生き生きと暮らせる社会の実現をめざすための啓発を行い、地域や事業者、行政が一体となり高齢者の積極的な社会参加を支援します。

また、高齢者が元気に過ごすことができるよう生活支援体制の整備、介護保険の安定化・年金制度の周知を図ります。

介護保険については、今後の高齢者介護の実態を見据えながら、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、「介護保険事業計画」に基づき介護予防及び地域ケアへの展開等を推進します。

#### ① 暮らしやすい環境整備

##### （ア）地域包括ケアシステムの体制づくり

・日常生活の支援が包括的に確保される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。

##### （イ）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設等の整備

・既存の施設を活用した取組みを推進します。

##### （ウ）高齢者相談体制の充実

・社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職員が配置されている地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援等の対応を行うため、相談体制の充実を図ります。

##### （エ）道路、公園、公共施設等の\*バリアフリー化

・高齢者が住みやすいまちづくりに取り組みます。

##### （オ）人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進

・高齢者福祉に対する理解と関心を深めるため、学校教育において、高齢者に対する尊敬の念、感謝の心を育むとともに、介護・福祉体験や高齢者との交流事業を推進します。

・認知症になっても安心して地域で生活できるよう、市民や事業者に対し、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

## ② 社会参加の推進

### (ア) 学習機会、社会参加機会の充実

・高齢者の「生きがいがづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」といった社会参加を促進するため、趣味やスポーツ活動等の支援に取り組みます。

### (イ) 生きがいがづくり支援

・高齢者の社会参加を促進するため、趣味やスポーツ活動等の支援に取り組みます。

### (ウ) 就労機会の提供

・情報提供と啓発に努めます。

## ③ 介護保険制度の充実

### (ア) 利用者への情報提供

・介護保険制度に対する不安などを解消するため、様々な広報媒体を活用し、広報・啓発します。

### (イ) 相談体制の充実

・地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図ります。

### (ウ) 介護サービス適正化の推進

・介護サービス事業所等への指導・啓発を行います。

## ④ 生活支援体制の整備・充実

### (ア) 介護予防の充実

・制度の内容や趣旨等の内容を正しく理解してもらえよう、住民や介護サービス事業者に対して、周知・啓発に取り組みます。

### (イ) 生活支援サービス・認知症高齢者対策の推進

・高齢者を支える側と支えられる側といった立場で区別するのではなく、多様なニーズに応える仕組みをつくり、地域で高齢者が自立した生活を送れる体制づくりに努めます。

### (ウ) 権利擁護事業の支援

・高齢者の虐待防止や権利擁護の普及啓発に取り組みます。

### (エ) 虐待防止対策の充実

・地域団体への啓発を行うとともに、広報誌やホームページ等により、未然防止や早期対応のために相談窓口の周知を行います。

## ⑤ 介護保険の安定化、年金制度の周知

### (ア) 健診や生活習慣病の予防

- ・関係部署との連携により、高齢期に入る前から生活習慣病対策、フレイル対策として適切な生活習慣やセルフ・ケアについて学習する機会を設けます。
- ・様々な広報媒体を活用し、健診等の受診勧奨を行い、受診率の向上や重症化予防に努めます。

### (イ) 後期高齢者医療制度についての広報

- ・後期高齢者医療制度に関して、様々な広報媒体を活用し、広報・啓発に努めます。

### (ウ) 国民年金制度の周知及び啓発

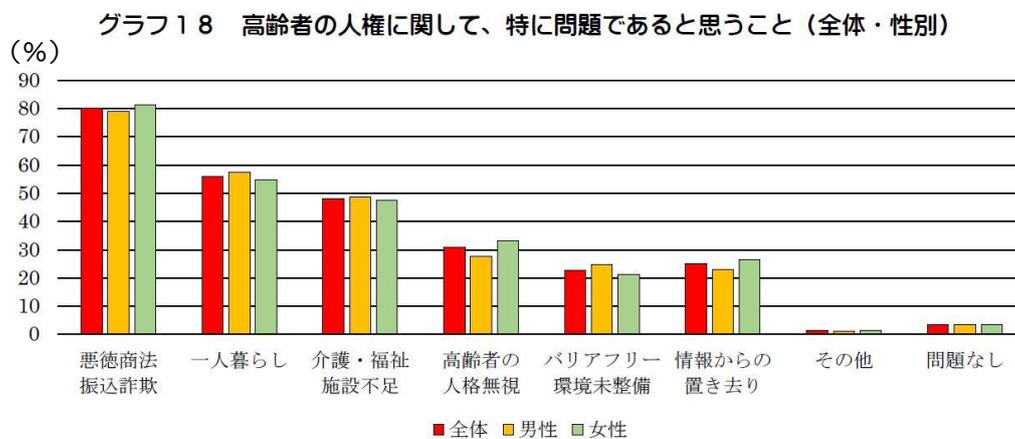
- ・国民年金制度に対する不安などを解消するため、様々な広報媒体を活用し、広報・啓発に努めます。

### (エ) 保険料免除制度の啓発

- ・各種制度の周知と併せて、減免制度についても周知徹底を図ります。

## 【参考：「住民意識調査概要版」グラフ18より】

高齢者の人権に関して、解消すべき様々な問題があります。



## 5 障がいのある人

### (1) 情勢

国連は、1981（昭和56）年、障がいのある人の人権問題に関し、障がいのある人の社会への完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」を設定し、その後1983（昭和58）年から「障害者のための国連10年」が定められました。

さらに、アジア・太平洋地域においては、地域内における障がいのある人に関わる施策の格差が大きいことから「アジア・太平洋障害者の10年【1993（平成5）～2002（平成14）年】」等の取組みを通して、障がいのある人の人権確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。

我が国においては、1982（昭和57）年「障害者対策に関する長期計画」を策定、1989（平成元）年には、「今後の社会福祉のあり方について」の意見具申が行われ、在宅福祉を基軸とした、地域福祉の推進、市町村の役割重視等の基本的な考えが示されました。

また、2004（平成16）年には\*障害者基本法が改正され、「障害を理由とした差別の禁止」が明記され、翌年4月には「発達障害者支援法」が施行されました。

さらに、2016（平成28）年には障害者基本法の基本原則を具体化するため、「障害者差別解消法」が施行されました。

2012（平成24）年に「障害者虐待防止法」が施行され、2013（平成25）年から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）に定める障害者に難病患者が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

2015（平成27）年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながら社会参加の機会が確保され、地域で尊厳をもって生きることができるよう、共生社会の実現に向けた施策を総合的に実施することとされました。

また、国は、2014（平成26）年1月に「障害者権利条約」を批准し、2021（令和3）年6月には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対して社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るなど、障がいのある人を取り巻く環境や施策は大きく変化しています。

### (2) これまでの取組み

本市では、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までを計画期間とする「第1期朝倉市障害者計画」を策定（2017（平成29）年度まで延長）し、「障がいの有無に関わらず、地域の中で安心・安全に暮らし、活動できるための支援と条件整備」を基本理念に、様々な施策を推進してきました。

また、2006（平成18）年度より3年を1期とした「障害福祉計画」が策定され、2015（平成27）年度より「第4期朝倉市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等の一層の充実に取り組んできたところです。この間の国の動きや本市におけるこれまでの障がい者施策の状況を踏まえ、障がいのある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2018（平成30）年3月に「第2期朝倉市障がい者計画（平成30～令和5年度）」、「第5期朝倉市障がい福祉計画（平成30～令和2年度）」、「第1期朝倉市障がい児福祉計画（平成30～令和2年度）」を一体的に策定しました。さらには、国の障がい者施策の動向や本市の障がい者の現状と課題を整理・分析・評価を行ったうえで、より障がい者のニーズや地域の現状に即した取組みができるよう、

2021（令和3）年3月に「第6期朝倉市障がい福祉計画（令和3～令和5年度）」、「第2期朝倉市障がい児福祉計画（令和3～令和5年度）」を策定しました。これにより、障がいの有無に関わらず、誰もが慣れ親しんだ地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる社会の実現をめざして、これまで管内市町村間や関係機関との連携のもと、福祉・保健・医療等の各種サービスや経済的支援、社会参加や就労促進など多様な施策を講じるとともに、障がいや障がいのある人に対する啓発活動を推進してきました。

### （3）課 題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

また、障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つけるだけでなく、生命をも危険にさらす重大な問題です。虐待を防止するためには、医療や介護、福祉関係者だけではなく、市民全体の意識を高めることが必要です。

障がいのある人の雇用については、2018（平成30）年度からは精神障がいのある人が法定雇用率の算定基礎に算入され、法定雇用率が引き上げられたことから、今後さらに、精神障がいのある人をはじめ、障がいのある人の雇用は増加していくものとみられます。

さらに、高齢化の進展に伴い、障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化、養護者の高齢化が進むとともに、現代社会におけるストレスを要因とした精神障がいの増加がみられるなど、障がいのある人を取り巻くニーズは多様化しています。これらの現状を踏まえ、引き続き取り組むべき多くの課題と新たな課題に対する施策を総合的、計画的に推進し、障がいのある人が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。

### （4）推進方針

すべての障がいのある人が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会づくりと平等の実現に向け、※ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い諸施策を総合的に進めていきます。

また、障がいを理由とする差別の解消の推進に必要な施策について、効率的かつ効果的に実施できるよう、国との連携協力を図りながら進めていきます。

#### ① 地域生活支援及びサービスの提供

##### （ア）地域生活支援及びサービスの充実

・関係機関と連携を図り、障がいのある人を地域で見守る体制の構築等、社会参加に向けた支援に取り組みます。

##### （イ）ケアマネジメント体制の充実

・地域での生活を支えるため、療育指導、相談援助、各種福祉サービスの情報提供・調整を行います。

##### （ウ）権利擁護の推進

・成年後見等、権利擁護に関する啓発や研修を行い、制度の普及啓発に努めます。

・「障害者虐待防止法」の積極的な広報・啓発活動を行い、障がいのある人への虐待の早期発見・防止に努めます。

### (エ) 日常生活における支援

・関係機関と連携を図り、障がいのある人が安心して日常生活が送れる体制の構築等、社会参加に向けた支援に取り組みます。

## ② 生活環境の整備

### (ア) 道路等生活空間の整備

・公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を促進し、障がいのある人が安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

### (イ) 住宅環境の充実

・障がいのある人の自立と社会参加を促すため、住環境整備の支援を行います。

### (ウ) 移動・交通手段の確保

・住宅改修に対する補助や日常生活用具の支給等の支援を行います。  
・交通弱者の生活を支援するため、公共交通機関の確保に努めます。

### (エ) 公共建築物の整備

・障がいのある人をはじめ、誰もが快適に利用できる公共的建築物の整備に努めます。  
・バリアフリーを促進し、※ユニバーサルデザインの採用を進めます。

### (オ) 防犯・防災体制の充実

・防犯灯による交通・防犯対策を推進するとともに防災無線を活用した防災情報の迅速な伝達を行い、災害の備えを図ります。  
・災害時における避難所等での安全確保に努めます。

## ③ 保健・医療

### (ア) 総合的な健康づくりの推進

・健康保持のための検診事業等の充実を図ります。

### (イ) 保健活動の推進

・保健師や看護師による定期的な保健活動を推進します。

### (ウ) 医療・リハビリテーション体制の充実

・給付や公的制度により負担の軽減を図り、日常生活の支援を図ります。

## ④ 情報提供・相談支援体制

### (ア) 情報提供の充実

- ・障がいのある人の情報格差を解消するため様々な広報媒体を活用し、情報提供を図ります。

#### (イ) 相談支援体制の充実

- ・相談にあたる職員の資質向上を図り、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。

### ⑤ 教育・育成

#### (ア) 教育環境の充実

- ・支援を必要とする児童・生徒への教育内容の充実と環境整備を図ります。

#### (イ) 関係機関との連携

- ・障がいのある子どもに対する相談・支援については、関係機関が早期から連携を図り、一貫した継続性のある支援の充実に努めます。

#### (ウ) 人権尊重の意識を高める教育の推進

- ・障がいのある人に対する理解を深めるための教育・啓発に努めます。
- ・児童・生徒の発達段階に応じた福祉教育の充実に努めます。

### ⑥ 雇用・就業

#### (ア) 雇用の促進

- ・障がいのある人の適性や能力に応じて、就業機会や雇用の場を確保し、職業的自立を図れるよう、職場の理解と協力を求めるとともに、障がいのある人の職場定着に向けた支援を実施し、法定雇用率の達成を促進します。

#### (イ) 総合的な就労支援の推進

- ・職場定着に向けた支援を図るための啓発に努めます。
- ・「障害者優先調達推進法」に基づき、就労の機会や雇用の場の確保に努めます。

#### (ウ) 事業所による社会的障壁の除去及び合理的な配慮の義務化

- ・障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合は、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うよう事業所に働きかけます。

### ⑦ 障がいのある人に対する理解・啓発活動の推進

#### (ア) 広報媒体を活用した理解・啓発の推進

- ・「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」の周知・啓発を行います。

#### (イ) ＊障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施

- ・様々な催しを通して、障がい及び障がいのある人への理解を促進するための啓発に努めます。

### ⑧ 学校や地域における福祉教育の充実

#### (ア) 学校における福祉教育の充実

- ・特別支援教育、福祉教育を学校全体の中で推進するための特別支援教育支援員の配置を図ります。

**(イ) 各種講座・学習会の開催**

- ・公民館講座や学習会において、啓発活動を継続的に推進します。

**(ウ) 体験学習の推進**

- ・総合的な学習や職場体験等を通して、福祉への理解を深めます。

**④ 地域参画・生きがいづくり**

**(ア) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実**

- ・スポーツ活動を通して、障がい者スポーツに対する理解の促進に努めます。
- ・障がいのある人の文化芸術活動等への参加を促進し、その成果に触れる機会を確保し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

**(イ) 交流・ふれあいの場の充実**

- ・小地域ごとに実施されているサロン等のサービス事業を支援します。

**(ウ) 外出・移動支援の充実**

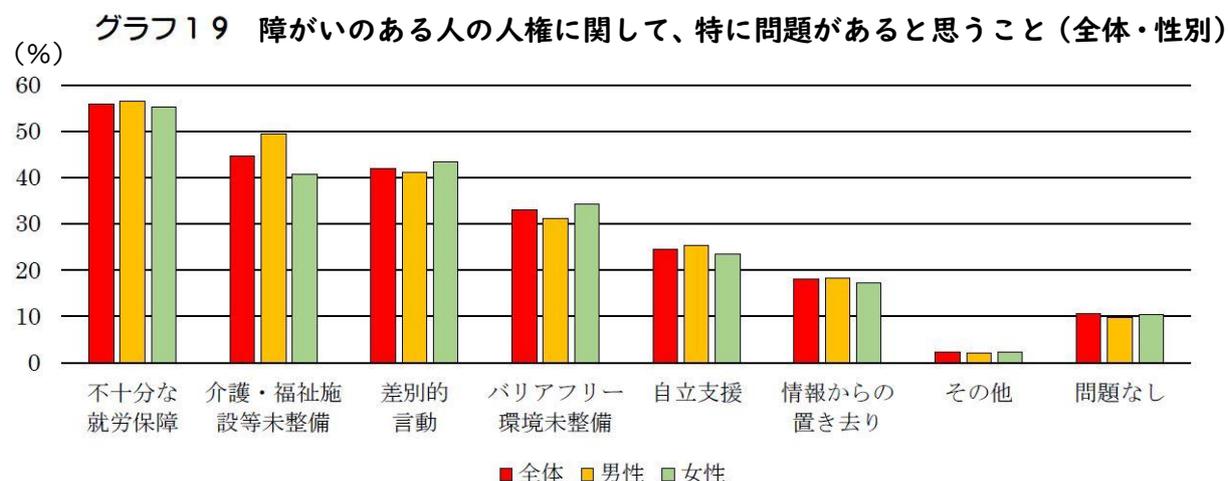
- ・社会参加を目的とする外出を支援するため、移送サービス支援や福祉タクシー等の助成を行います。

**(エ) ボランティア活動の育成・支援**

- ・福祉ボランティア団体の育成・支援に努めます。

**【参考：「住民意識調査概要版」グラフ19より】**

障がいのある人の人権に関して、様々な問題があります。



## 6 外国人

### (1) 情勢

近年の急速な国際化の進展や2019（平成31）年4月1日に施行された「改正入管法」等により、日本に在留する外国人の人口が急増しています。こうした現象は本市においても同様で、在留外国人数は、2022（令和4）年3月末現在で678人、市の総人口の1.3%となっています。

こうした中、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等に対する民族的偏見や、異なる歴史、文化、言語、宗教、生活習慣等について相互理解が十分でないことなどから、様々な人権問題が発生しています。

国は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを解消するため、2016（平成28）年に「ヘイトスピーチ解消法」を施行しました。

また、近年、少子高齢化による人材不足を解消するため、外国からの労働者を受入れる動きも活発化しており、外国人はより身近な存在となってきています。

今後さらに国際化が進み、多国籍化や多民族化が進むことが予想されるため、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切です。

### (2) これまでの取組み

民族や文化、宗教、価値観等が異なる人々が、同じ地域で生活し、相互理解が深まることで、新しい文化や多様性のある豊かな社会が生み出されます。

本市では、日本人と外国人がともに暮らしやすい地域づくりを進めるため、みんなの人権セミナー等を通して、お互いを理解するための啓発活動にも取り組んでいます。

また、外国人が言語や文化の壁を越えて安心して生活できるよう、情報提供や相談対応のほか、日本語教室等も開催されています。

小・中学校においては、日本語指導担当教員を配置し、総合的な学習の時間を通じての国際理解教育や、ALT（外国語指導助手）を派遣し、様々な外国文化に触れる機会を提供しています。

### (3) 課題

我が国で生活する外国人は年々増加しており、就労差別やアパート等への入居拒否、飲食店等への入店拒否など、解決すべき課題も抱えています。

また、ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけるもので、決して許されるものではなく、解消に向けて積極的に取り組む必要があります。

日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語による情報提供や相談体制等の環境整備を進めるとともに、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。

そのため、行政・家庭・地域・事業所・学校等が連携・協力して、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

### (4) 推進方針

多国籍化や多民族化が進展する現在、外国人との相互理解、友好関係を築くとともにお互いに個性を尊重しあい、外国人とともに楽しく安心して生活できるまちづくりのため、次の施策を推進し

ます。

## ① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進

### (ア) 市民への学習機会の提供や啓発の推進

- ・国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発を推進します。

### (イ) 日本語や日本の文化を理解する学習機会・情報の提供

- ・日本語理解の困難な外国人に対し、日本語教室等を開設します。
- ・多言語による情報提供を推進します。

### (ウ) 就学前教育・学校教育・生涯学習における国際理解教育の推進

- ・日本語指導が必要な外国人の子どもたちが、学校生活や日常生活を安心して過ごせるよう、きめ細かな指導を充実させます。

### (エ) 学校教育における多文化教育の支援

- ・学校においては、※「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」等に基づき人権尊重の精神を高めるため、児童・生徒が人権を大切にするための知識、態度、実践力を総合的に育成するとともに、家庭・地域と連携した人権教育の充実に努めます。
- ・次代を担う児童・生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、これまでの歴史や文化・習慣の違いを認識しながら、互いの人権を尊重し、認め合ってともに生きていく意識と態度を培うため、国際理解教育を推進します。

### (オ) 生涯学習の場における自主活動の推進

- ・生涯学習の様々な機会や場を通して国際理解教育を推進し、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・拡充に努めます。

## ② 生活環境の充実

### (ア) 日常生活に必要な情報が得られる相談体制の充実

- ・日常生活において、分かりやすい情報提供を行います。
- ・情報提供のための資料収集に努め、関係相談機関との連携を図ります。

### (イ) 外国語による情報提供の推進

- ・ホームページ等で外国人向けの情報を多言語で提供することで、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

### (ウ) 企業、関係機関、民間団体との連携による相談・支援体制の整備

- ・外国人労働者の相談体制の充実やトラブル解決の促進に努めます。
- ・労働基準法をはじめとする労働関係法規や県内の相談窓口について、事業主や外国人労働者への周知に努めます。

**(エ) 防犯・防災体制の充実**

- ・災害時における避難所等での安全確保に努めます。

**③ 就労・雇用の促進**

**(ア) 就職情報の提供及び就労支援**

- ・公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図り、雇用促進に努めます。

## 7 感染症患者等

### (1) 情勢

1988（昭和63）年に\*世界保健機構（WHO）は、12月1日を世界エイズデーと定め、\*HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、\*エイズの蔓延防止と患者及びその家族への偏見や差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱し、世界レベルでの取組みを展開しています。

HIV感染症・エイズに関する知識は徐々に普及してきましたが、依然として、自分とは無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大やHIV感染者への偏見を助長する一因となっています。

1999（平成11）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、国は「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定しました。この指針により、国と地方公共団体の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供等の施策が推進されています。

\*ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は非常に低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立されているので完治する病気です。

我が国では、1907（明治40）年から1996（平成8）年\*「らい予防法」の廃止までの89年もの長い間、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間隔離されたことにより家族や親族等との関係を断たれ、また、社会での偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、完治後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況です。

私たちは、今もなお、根深い差別や偏見に苦しむ当事者の想いに触れ、その解消に取り組んでいかなければなりません。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症のように、新たに出現したウイルスとその感染への不安や恐怖から、感染者やその近親者、医療関係者、県外からの来訪者に対して、誹謗中傷やいじめ、不当な差別をする事態が起こっています。

新たなコロナ差別として、体質や基礎疾患の理由でワクチン接種ができない人、強制ではないため副反応のリスクを考え接種をしない人に対して、接種の強制をするなどの差別的な事象も発生しています。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、「マスクの着用」が推奨されていますが、発達障害、皮膚や呼吸器の病気などにより、マスクをつけたくてもつけられず、周囲から心ない批判を受けるケースも起きています。

このような人権侵害はあってはならず、一人一人が正しい情報に基づいて、感染症に向き合い行動することが、何よりも大切です。

### (2) これまでの取組み

本市では、講演会の開催や啓発冊子等の配布により、HIV感染症・エイズ及びハンセン病、新型コロナウイルス感染症等についての正しい知識と情報の提供に努め、偏見や差別の解消に努めています。

学校においては、発達段階に応じた性教育の中で、HIVの学習を実施し、ハンセン病患者等の人権問題についても学習の機会を設けています。また、新型コロナウイルス感染症等の人権問題についても学習の機会を設け正しい理解と認識を深めるよう推進しています。

### (3) 課題

H I V感染症・エイズについては、若年層から中高年層において感染者が増加傾向にあることから、幅広い世代に向けてH I V検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

ハンセン病回復者等で、社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて引き続き啓発に取り組む必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、新たな課題でもあることから、様々な機会を通じてすべての人が正しい知識を持ち、感染者等に対する差別や偏見の解消に向けた教育・啓発を進めていく必要があります。

いずれの感染症についても、医療・福祉の問題と併せて人権の視点から取組みを進めていくことが重要です。

### (4) 推進方針

感染症患者等が不当な取り扱いを受けることがないように、正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした教育・啓発の推進に努めていきます。

ハンセン病に対する理解では、病気に対する正しい理解を深め、隔離政策下におかれた療養所の歴史や患者・家族の現状を学び、啓発の充実を図ります。

## ① 教育・啓発活動の推進

### (ア) 市民に対する教育・啓発の推進

・H I V感染症・エイズについては、具体的な知識や情報の提供とともに、H I V感染者やエイズ患者に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進します。

・ハンセン病については、患者・回復者や家族に対する偏見や差別が一日も早く解消されるよう、様々な広報媒体を活用し、幅広く啓発を推進します。

・新型コロナウイルス感染症については、感染者やその家族、医療従事者、学校、事業所等に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進します。

### (イ) 学校・地域における教育の充実

・学校においては、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動の中で、発達段階に応じて正しい知識を身に付けるとともに、H I V感染者・エイズ患者やハンセン病患者、新型コロナウイルス感染症患者等に対する偏見や差別をなくしていくよう、家庭との連携を図り、計画的・組織的に取り組みます。

・教職員や地域住民を対象とした研修会等において、H I V感染症・エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症について取り上げ、理解を深めます。

### (ウ) 関係機関との連携

・法務局等の関係機関と連携して、H I V感染症・エイズやハンセン病、新型コロナウイルス感染症への正しい理解と偏見や差別をなくすための啓発に努めます。

## ② 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備

**(ア) プライバシー保護の徹底**

- ・感染症患者等のプライバシーの保護を図るため、関係職員に対する研修を通じて、その徹底を図ります。

**(イ) 感染症等に関する相談・支援体制の充実**

- ・法務局等関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。
- ・ハンセン病療養所に入所している人が社会復帰する際には、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

## 8 犯罪被害者等

### (1) 情 勢

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない誹謗中傷等により名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されてきました。

我が国では、犯罪被害者等を保護することを目的に、2004（平成16）年に※「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005（平成17）年には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

2008（平成20）年には、※「犯罪被害者等給付金支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により給付金の支給額の引き上げ等が図られるなど、被害者等を支援するための施策が進められています。

また、2016（平成28）年4月には「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

### (2) これまでの取組み

犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を講じるうえで基本となる基本理念や犯罪被害者等に対する国民の理解と協力を定めています。また、国の基本計画では、犯罪被害者等への支援施策の方向性を示しています。

福岡県では、これらの基本法及び基本計画の方針等を踏まえ、2013（平成25）年に「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。

さらに、国の第3次基本計画を踏まえ、2017（平成29）年4月に「取組指針」の改定を行い、中長期的な視点を持った支援への取組みや性犯罪等の潜在化しやすい被害に関する支援体制の充実など、被害者支援のさらなる推進が図られてきました。

また、2018（平成30）年には犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにした「福岡県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。この条例に基づく「福岡県犯罪被害者等支援計画（2019年度～2021年度）」では、基本方針や具体的施策についても定め、支援を進めています。

本市においても、みんなの人権セミナー等の研修会を開催し、犯罪被害者等に対する理解を深めるための教育・啓発に取り組んでいます。

### (3) 課 題

犯罪は、不意に発生し、その平穏な暮らしを一瞬にして奪ってしまい、誰もがその被害者になる可能性があります。

犯罪被害者やその家族は、犯罪の直接的被害のみならず、被害に遭遇したことによる精神的・経済的被害や身体の不調、また、心ないうわさなどにより名誉を傷つけられ、マスコミ等の過剰な報道によってプライバシーが侵害されるなど、事件後の二次的被害にも苦しめられています。

また、性犯罪被害に遭った場合、誰にも相談できないという状況も少なくなく、必要な支援を安心して途切れなく受けられるよう、関係機関との連携を図ることが求められています。

#### **(4) 推進方針**

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

#### **① 教育・啓発活動の推進**

##### **(ア) 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進**

・犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、市民の理解が深まるよう、教育・啓発に努めます。

#### **② 相談・支援体制の推進**

##### **(ア) 各種関係機関との連携**

・警察、法務局等国の関係機関、県、民間支援団体等と連携し、相互に協力して犯罪被害者の支援を推進します。

## 9 インターネットによる人権侵害

### (1) 情勢

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害し、差別を助長する表現の書き込みを行うなどの様々な人権侵害事案が発生しています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。また、子どもたちの間で、SNS やメール等によるいじめや嫌がらせも発生しています。

総務省の令和3年版情報通信白書によると、2020（令和2）年の我が国のインターネット利用人口は83.4%に達しています。

2001（平成13）年には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ（インターネット接続業者）等に応じ書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「プロバイダ責任制限法」が施行されました。

また、18歳以下の青少年がインターネットを利用する際、暴力・アダルト・出会い系・薬物といった有害情報に触れないように規制することを目的として、2009（平成21）年4月1日から、※「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備などに関する法律」（青少年ネット規制法）が施行され、有害情報については、「フィルタリング」により遮断する形で、各携帯電話会社、インターネット事業者やサイト管理者には、青少年の有害情報閲覧を防ぐよう、対応ソフトやサービスを提供する義務が課されています。

さらに、2014（平成26）年には※「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）が制定されています。

### (2) これまでの取組み

本市では、インターネットの適正な利用について、人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」やシリーズ人権、パネル展等を通じて市民啓発を実施するとともに、モニタリング事業により、インターネット上に差別を助長する書き込みを発見した際は、法務局と連携し、プロバイダに対し、削除要請を行っています。

### (3) 課題

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難で、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かではない情報も多く存在しています。そのため、一人一人が、情報の発信・収集にあたっては、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に付け、情報を正しく読み解き活用する力（メディアリテラシー）を養うことが重要です。

また、スマートフォンの急速な普及に伴い、インターネットの利用者が低年齢化し、差別を助長する表現の書き込みを行うなどの様々な問題が、大人だけではなく子どもにも拡大しており、学校においても、児童・生徒への教育・啓発が重要になっています。

一方で、インターネットを利用できない環境にいる人もいることから、情報格差が生じないように平等に情報が得られるような配慮も必要です。

### (4) 推進方針

インターネットの危険性を十分に認識し、プライバシーの保護に努め、法令、ルールやマナーを順守し、人権を侵害する情報や根拠のない情報をインターネット上に掲載することなどが無いよう、関係機関と連携し啓発を実施します。

① 啓発活動の推進

(ア) 市民に対する教育・啓発の推進

・名誉やプライバシーに関して正しく理解し、一人一人がルールやマナーを順守し、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することが無いよう、関係機関と連携し啓発を実施します。

② 教育活動の推進

(ア) 学校における情報教育の推進

・児童・生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。

・教職員に対し、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、個人情報の取り扱い等に関する研修の充実を図ります。

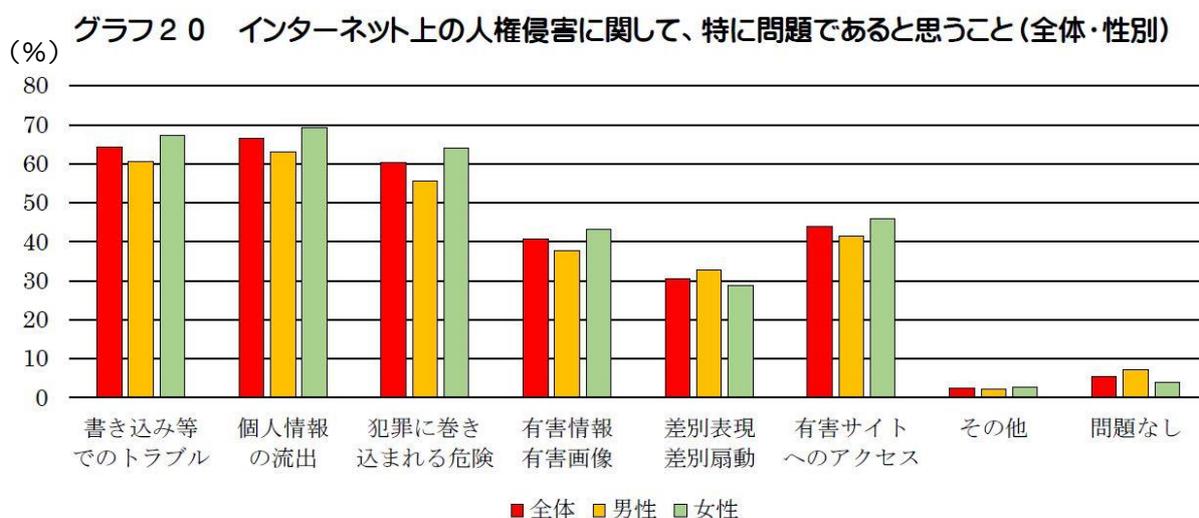
③ 関係機関との連携

(ア) 情報共有の推進

・法務局等との情報共有や連携、協力を図り、プロバイダへの削除要請等、適切な対応に努めます。

【参考：「住民意識調査概要版」グラフ 20 より】

インターネット上の人権侵害に関して、様々な問題があります。



## 10 性的少数者

### (1) 情勢

「性」には、しぐさや言葉づかい、好きになる性別など、人の数だけバリエーションがあります。男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受け、からだの性とところの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、※性的指向や※性自認を理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008（平成20）年に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。

2014（平成26）年には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

我が国では、2004（平成16）年に※「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

また、2016（平成28）年には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントに当たることを、「男女雇用機会均等法」に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。

このように、性的少数者の人権に関する動きがあり、多様な性についての理解を深めていく必要があります。

### (2) これまでの取組み

本市では、性的少数者への理解の促進を図るためのパネル展や当事者を講師に迎えて講演会や研修会等を開催しています。また、人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」の中でテーマの一つとして取り上げるなど、性の多様性について理解と認識を深めるための啓発を行っています。

学校では、性的少数者とされる児童・生徒に対する配慮事項をまとめた文部科学省通知を周知し、教職員や保護者の理解を深める取組みを進めています。

### (3) 課題

性的指向や性自認は、本人の意思で決められるものではありませんが、周囲の無理解や誤解からくる偏見やからかいを恐れて、誰にも相談できず、孤立や生きづらさを感じている人も少なくありません。

また、本人の了解なく第三者に暴露（アウトティング）されることで、心が深く傷つけられる問題も起こっています。

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

学校においても、性的少数者である児童・生徒に配慮する取組みが進められていますが、児童・生徒や教職員、保護者の性的少数者に対する理解は十分とはいえない現状にあることから、さらに、児童・生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

#### **(4) 推進方針**

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布等、様々な手法による啓発を推進します。

また、学校においては、児童・生徒の心情に十分配慮し、当該児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

#### **① 教育・啓発の推進**

##### **(ア) 社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進**

・地域・家庭・職場その他様々な場面において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布等、様々な手法による啓発を推進します。

##### **(イ) 学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進**

・性的少数者に対する教職員及び児童・生徒への適切な理解を促進するとともに、いかなる理由においてもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

・当該児童・生徒の心情に十分配慮し、当該児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

#### **② 相談支援体制の整備**

##### **(ア) 各種関係機関との連携**

・性の多様性を認め、誰もが自分らしく安心して生きられる社会の実現のため、関係機関と連携を図り、相談支援体制を整備します。

## 11 さまざまな人権課題

前述の人権課題のほかにも、次にあげる人権課題等が存在しており、今後も引き続きあらゆる機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

### 《1》生活困窮者等

#### ○生活困窮者

##### (1) 情勢

2014（平成26）年に「子どもの貧困対策法」が施行されました。同法では、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4項目を柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うこととされています。

また、2015（平成27）年に施行された\*「生活困窮者自立支援法」により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活困窮者の抱える様々な問題解決を支援する体制が整えられました。

2019（令和元）年の国民生活基礎調査の概況によると、わが国の「相対的貧困率(所得中央値の半分を下回る所得しか得ていない者の割合)」は15.4%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合、いわゆる「子どもの貧困率」は13.5%（7人に1人）となっています。

##### (2) 課題

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自らSOSを発することが難しいため、支援にあたっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている人もいます。

支援にあたっては、相談者一人一人が可能性や能力をもつかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが求められています。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受け、職業に就くことができるよう支援していくことが重要です。

##### (3) 推進方針

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に対し、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題等に包括的に対応していきます。

生活困窮者が抱える課題は、経済的な課題のみならず生活や就労、教育などが多いことから、支援を必要とする人を早期に把握するために福祉、保健、税務、水道、住宅、労働、教育部門等との連携に努めます。

## ○ホームレス

### (1) 情 勢

ホームレスの自立支援等に関する施策は、2002（平成 14）年に成立した\*「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）」により開始されました。同法では、ホームレスの自立支援等に関して、その人権に配慮することが定められています。

また、同法に基づき、2013（平成 25）年に国が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組みにより、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であるとされています。

### (2) 課 題

ホームレスになるに至った要因は、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等、様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってその傾向は異なっています。

ホームレスの多くは、単に家がないという物理的状況のみならず、家庭や家族的な共同体が崩壊した状況にあり、きずなの再構築や就労支援等、長期的な伴走型の援助が必要です。

### (3) 推進方針

ホームレスに対する理解とその自立を支援するための教育・啓発及び広報活動に努めます。

## 《2》北朝鮮当局による拉致被害者等

### (1) 情 勢

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国は、2010（平成 22）年までに 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があります。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

### (2) 課 題

この問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

### (3) 推進方針

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害について、\*北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月 10 日～16 日）を中心に啓発を行うとともに、ホームページ等により、同問題の啓発を図ります。

また、学校においても、児童・生徒の発達段階等に応じて、教材を効果的に活用するなど、拉致問題に対する理解が深まるよう取り組みます。

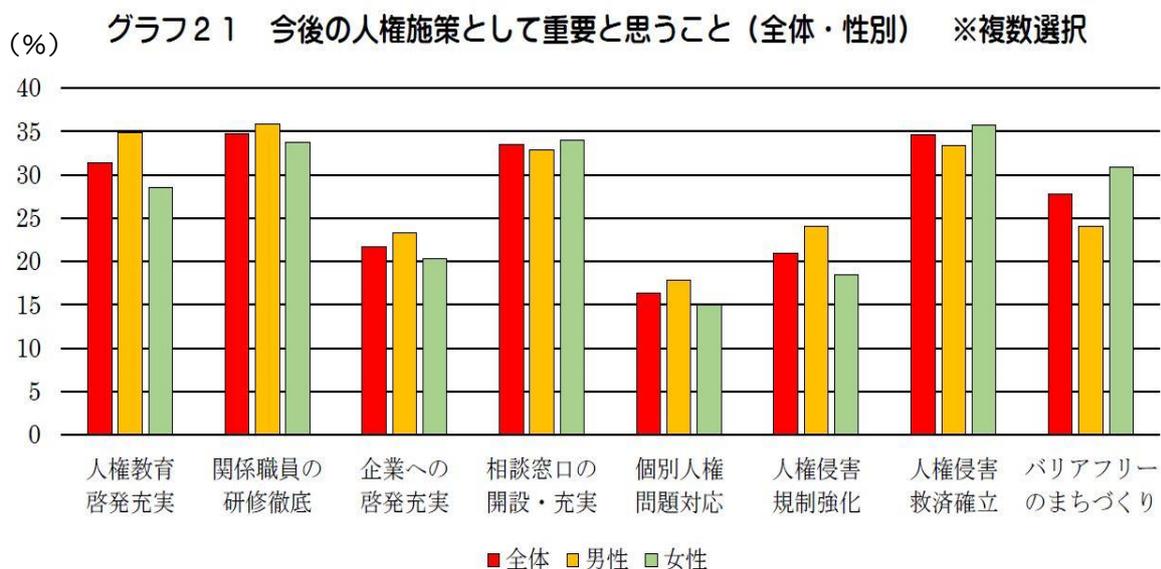
### 《3》 その他

- アイヌの人々に対する偏見や差別
- 水俣病患者及びその家族に対する偏見や差別
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別
- 性的搾取等を目的とした人身取引
- 被災者に対する風評被害や嫌がらせ など

それぞれの問題に応じた施策と人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

#### 【参考：「住民意識調査概要版」 グラフ 21 より】

今後も様々な分野での、人権施策が求められています。



## 第6章 推進体制等

### 1 本市の推進体制

基本指針に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、各個別の人権課題を所掌する部局だけではなく、全庁的な体制のもと総合的、計画的に取り組めます。

また、三年に一度、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を毎年、点検・評価し、結果を今後の施策に反映させます。

### 2 国及び県との連携

基本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国及び県と緊密な連携と協力のもとに取り組めます。

### 3 関係団体等との連携

人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するため、企業、民間団体等の実施主体の役割分担を踏まえた上で連携・協力し、人権教育・啓発の推進に努めます。

### 4 基本指針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に適切に対応するため、各人権分野の有識者からなる「朝倉市人権教育・啓発懇話会」に意見を求め、必要に応じた見直しを行います。

# 資 料 編

**ア行****○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）**

1965（昭和40）年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。

日本は、1995（平成7）年12月に批准している。

**○エイズ**

後天性免疫不全症候群(Acquired immunodeficiency Syndrome)のこと。

HIVに感染し（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

**○HIV**

ヒト免疫不全ウイルス(Human immunodeficiency Virus)のこと。

HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染などの血液感染によって感染する。

HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

**○SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）**

Social Networking Serviceの略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。

SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

**○えせ同和行為**

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。

**カ行****○学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針**

学校における在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権に関する教育指導等において、「基本的人権の尊重に徹した教育の推進」、「多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進」及び「教職員研修の充実と全教育活動を通じた指導の推進」を中心とする取組みを行うことを示した指針で、1998（平成10）年に福岡県が策定したもの。

## ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明しその抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国および地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としている。

## ○国際人権規約

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。日本は、1及び2の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に批准している。

## ○子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

## ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。

1999（平成11）年4月に改正され、募集や採用、配置から定年や退職、解雇に至るまでの雇用管理すべての段階における女性に対する差別が禁止されている。

## サ行

## ○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）

2014（平成26）年11月19日に参議院本会議で可決・成立。嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開する「リベンジポルノ」を罰する法律。「私事性的画像記録」「私事性的画像記録物」を提供する等の行為に対して懲役または罰金が課される。

## ○次世代育成支援行動計画

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、国は少子化の流れを変えるための総合的な取り組みを推進する「次世代育成支援対策推進法」を2003（平成15）年7月に制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、計画的、かつ、総合的な少子化対策の推進を図ってきました。その後、2007（平成19）年12月に「子どもと家族を応援する日本」としての重点戦略が取りまとめられ「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が、国における次世代育成支援の新たな方向性として取り組むこととされた。

## ○持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年 9 月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。そこに含まれる SDGs（持続可能な開発目標）の 17 目標・169 ターゲットの達成に向けて、世界でも国内でもさまざまな取り組みが進められています。SDGs の内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。SDGs が含まれる「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の冒頭にある「誰一人取り残さない」はそれを象徴しています。「2030 アジェンダ」には世界人権宣言など人権への言及も多く含まれている。

## ○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年 11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。

日本は、1994（平成 6）年 4 月に批准している。

## ○障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

## ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012（平成 24）年 10 月施行。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

## ○障害者週間

障害者週間は、2004（平成 16）年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来障害者の日（12 月 9 日）に代わるものとして設定された。

期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取り組みを展開している。

## ○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006（平成 18）年 12 月に国連総会で採択された条約。

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。

日本は、2014（平成 26）年 1 月に批准している。

## ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年 6 月に制定され、2016（平成 28）年 4 月 1 日から施行された。

### ○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979（昭和54）年12月に国連総会で採択された条約。

女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。

日本は、1985（昭和60）年6月に批准している。

### ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、2015（平成27）年8月に制定された。

### ○人権週間

1948（昭和23）年、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。

日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

### ○人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997（平成9）年に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999（平成11）年7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001（平成13）年5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

### ○人権擁護推進審議会

法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

### ○生活困窮者自立支援法

2015（平成27）年4月施行。

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人一人の状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する事業等を実施する。

### ○性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

## ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備などに関する法律（青少年ネット規制法）

犯罪行為の請け負い・仲介、自殺の誘引、性行為の描写、殺人・処刑・虐待場面の描写などのインターネット上の有害な情報から、18歳未満の青少年を守るための法律。2008（平成20）年6月成立。2009（平成21）年4月1日に施行された。

事業者にはフィルタリングサービス提供やフィルタリングソフト搭載、またはそれに準ずる措置が義務づけられた。

## ○性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。

具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

## ○性的少数者

性的少数者とは、セクシュアル・マイノリティと同義であり、性的指向や性自認等に関するのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを言います。

## ○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004（平成16）年7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（1. 20歳以上であること。2. 現に婚姻をしていないこと。3. 現に未成年の子がいないこと。4. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。5. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

## ○成年後見制度

認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

## ○世界保健機構（WHO）

人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関（国際連合機関）です。1948（昭和23）年設立。本部はスイス・ジュネーブ。設立日である4月7日は、世界保健デーとされています。世界保健機関憲章第1条「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的としており、情報の収集公開や国際基準の設定、感染症対策などで多国間協力を推進していく世界的な組織となっている。

## ○セクシュアル・ハラスメント

職場などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。

### ○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### ○男女共同参画社会基本法

男女平等を推進するべく、1999（平成11）年に施行された法律。男女が互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。

### ○地域改善対策協議会意見具申（地対協意見具申）

地域改善対策協議会から、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の地域改善対策について、1996（平成8）年に内閣総理大臣・関係各大臣あて提出された意見具申。正式名称は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について」。

特別対策により生活改善を始めとする物的な面での格差は大きく改善されたが、差別意識は結婚問題を中心に根強く残っており、人権侵害が生じている状況もみられるので、今後は差別の解消に向けた教育・啓発の推進を中心とした取組みが重要であると提言している。

### ○地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

この体制の実現のためには、自助（介護予防への取り組みや健康寿命を伸ばすなどの自分自身のケア）、互助（家族や親戚、地域での暮らしを支え合い）、共助（介護保険・医療保険サービスなどの利用）、公助（生活困窮者への対策として生活保護支給などを行う行政サービス）という考えに基づき、地域住民・介護事業者・医療機関・町内会・自治体・ボランティアなどが一体となって地域全体で取り組むことが求められています。

### ○同和对策事業特別措置法（特別措置法）

同和问题解決のために1969（昭和44）年に公布・施行された、初めて国および地方公共団体の責務を定めた法律です。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的に制定されました。なお、この法律は、当初10年間の時限立法であったが3年間延長されました。その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、2002（平成14）年3月まで同和对策事業が実施されました。

### ○同和对策審議会答申（同対審答申）

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和对策審議会が、1965（昭和40）年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和问题の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

## ○同和問題啓発強調月間

福岡県では、同和問題の早期解決をめざして、1981（昭和56）年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、差別をなくすための様々な取り組みを行っている。

## ○ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為や心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（※DV被害者は、必ずしも女性だけではなく、男性も被害者になりえます）

# ナ行

## ○認知症

様々な原因で脳の神経細胞が破壊されて減少し、日常生活が正常に送れない状態になることをいう。認知症には様々な種類があり、脳にあるアミロイドβやタウと呼ばれる特殊なたんぱく質が蓄積されることで起こる「アルツハイマー型認知症（通称アルツハイマー）」は中でも最も患者数が多い。その他、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血をきっかけに発症する「脳血管性認知症」、神経細胞にできる特殊なたんぱく質のレビー小体が脳の脳皮質や脳幹にたくさん集まったことで発症する「レビー小体型認知症」などがある。

## ○ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

# ハ行

## ○バリアフリー

「バリア」とは、障壁（しょうへき）や壁という意味で、「バリアフリー」とはバリアがないこと、あるいは取り除くこと。一般に「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の4つのバリアがあるといわれている。

## ○パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為。暴行や脅迫、仲間外しなどの行為のほか、能力を超えたり、程度の低い業務の強制、私的なことへの過度な立ち入りなど、具体的に六つに類型化した。「上司から部下」だけでなく、「同僚間」や「部下から上司」にも起こりうるとした。

## ○犯罪被害者等給付金支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

犯罪行為により、不慮の死を遂げた人の遺族や障がいを負った人などに対し、再び平穏な生活が送れるよう、犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害を受けた者の権利利益の保護を図ることを目的としている。

## ○犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としている。

## ○ハンセン病

1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

## ○部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

2016（平成28）年に施行された法律。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であるとし、国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としている。相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定している。また、国会において、「教育・啓発により新たな差別を生むことがないよう留意すること」等の附帯決議が付されている。

## ○フレイル

加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指していします。脳患者などの疾病や転倒などの事故により、健常な状態から突然要介護状態に移行することもあります。高齢者の多くの場合、フレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられています。フレイルは、身体的問題のみならず、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会問題が含まれる、多面的な概念。

## ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）

2002（平成14）年8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、2012（平成24）年6月、10年間の時限法であった法の期限がさらに5年間延長されている。

## ○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

2016（平成28）年に施行された法律。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国の責務を明らかにすると共に、基本施策として、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動の推進について定めている。

## ヤ行

### ○ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいう。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。1. 誰にでも使用でき入手可能（公平性）、2. 柔軟に使用できる（自由度）、3. 使い方が容易にわかる（単純性）、4. 使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、5. 間違えても重大な結果にならない（安全性）、6. 少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、7. アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）。

## ラ行

### ○らい予防法

「癩予防法」は、1931（昭和6）年に施行される。この法律により、ハンセン病患者は国立療養所に強制的に入所させられ、外出を制限されるなど厳しい生活を強いられた。その後、1953（昭和28）年に「らい予防法」に改正されたが、1996（平成8）年に廃止される。

### ○隣保館

福祉の向上や人権啓発活動をとおして、住民が交流を行う拠点施設（コミュニティセンター）です。文化教養教室等を開催し、身近なところから人権・同和問題への理解を深める取り組みや、人権問題をはじめ、子育て、教育、福祉、就労などの生活上の相談窓口としての事業も行っている。

西暦/年号	世界(国連)	日本
1945(昭和20)	・「国際連合」設立	
1946(昭和21)	・国連人権委員会の設置	・「日本国憲法」公布
1947(昭和22)		・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」制定 ・「学校教育法」制定 ・「労働基準法」制定 ・「児童福祉法」制定
1948(昭和23)	・「世界人権宣言」採択	
1949(昭和24)	・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	・「身体障害者福祉法」制定 ・「人権擁護委員法」制定
1950(昭和25)		・「生活保護法」施行
1951(昭和26)		・「児童憲章」制定
1952(昭和27)	・「婦人の参政権に関する条約」採択	
1955(昭和30)		・「婦人の参政権に関する条約」批准
1956(昭和31)		・「国際連合」加盟
1958(昭和33)		・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
1959(昭和34)	・「児童の権利に関する宣言」採択	
1960(昭和35)		・「知的障害者福祉法」制定 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)制定 ・「同和対策審議会設置法」制定
1963(昭和38)		・「老人福祉法」施行
1964(昭和39)		・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」制定
1965(昭和40)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	・同和対策審議会答申(同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針)
1966(昭和41)	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」採択	
1968(昭和43)	・国際人権年	
1969(昭和44)		・「同和対策事業特別措置法」(同対法)制定(10年間の限時法)
1970(昭和45)		・「心身障害者対策基本法」制定
1971(昭和46)	・人種差別と闘う国際年 ・「精神衰弱者の権利宣言」採択	・「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定
1972(昭和47)		・「勤労婦人福祉法」制定
1973(昭和48)	・「アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約」採択	
1975(昭和50)	・「障害者の権利に関する宣言」採択 ・国際婦人年	
1976(昭和51)	・「国連婦人の10年」開始	
1978(昭和53)		・「同和対策事業特別措置法」3年間延長決定
1979(昭和54)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 ・国際児童年	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」批准
1980(昭和55)		・「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定
1981(昭和56)	・国際障害者年	・障害者の日(12月9日)設定
1982(昭和57)	・「国連障害者の10年」宣言	・「地域改善対策特別措置法」(地対法)制定(5年間の限時法) ・「障害者対策に関する長期行動計画」策定
1984(昭和59)	・「拷問及び他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	・地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」

西暦/年号	世界(国連)	日本
1985(昭和60)	・国際青年年 ・「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)締結 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)制定(※「勤労婦人福祉法」の改正)
1986(昭和61)	・国際平和年	・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」制定(※「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」の改正)
1987(昭和62)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)制定(5年間の限時法)
1989(平成元)	・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択	・「高齢者保健福祉推進10か年戦略」(ゴールドプラン)策定 ・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)制定
1990(平成2)	・国際識字年	
1991(平成3)	・「高齢者のための国連原則」採択	
1992(平成4)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)一部改正(5年間の限時法)
1993(平成5)	・世界の先住民の国際年 ・国連人権高等弁務官の新設	・「障害者基本法」制定(※「心身障害者対策基本法」の改正)
1994(平成6)	・「人権教育のための国連10年」宣言採択 ・国際家族年(1995~2004)	・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准 ・「新高齢者保健福祉推進10か年戦略」(新ゴールドプラン)策定
1995(平成7)	・「人権教育のための国連10年」開始 ・国際寛容年	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)締結 ・「高齢社会対策基本法」制定 ・「障害者プラン」策定
1996(平成8)	・貧困撲滅のための国際年	・地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」 ・「人権擁護施策推進法」制定(5年間の限時法) ・「らい予防法の廃止に関する法律」制定
1997(平成9)		・「人権教育のための国連10年」国内行動計画策定・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」制定 ・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)一部改正(5年間の限時法) ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」制定
1998(平成10)		・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999(平成11)	・国際高齢者年	・「男女共同参画社会基本法」制定 ・「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」制定 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」制定・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」制定

西暦/年号	世界（国連）	日本
2000（平成12）	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定</li> <li>・「児童虐待の防止等に関する法律」制定</li> <li>・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）制定</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）制定</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
2001（平成13）	「国連識字の10年」宣言（2003～2012）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）制定</li> <li>・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制度及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」制定</li> <li>・「高齢者の居住の安定確保等に関する法律」制定</li> </ul>
2003（平成15）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」制定</li> <li>・「個人情報保護に関する法律」制定</li> <li>・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）制定</li> </ul>
2004（平成16）	・「人権教育のための世界計画」採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ</li> <li>・「発達障害者支援法」制定</li> <li>・「犯罪被害者等基本法」制定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正</li> <li>・「障害者雇用の促進等に関する法律」の改正</li> </ul>
2005（平成17）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」制定</li> <li>・「障害者自立支援法」制定</li> <li>・「介護保険法」の一部改正</li> <li>・「犯罪被害者等基本計画」策定</li> </ul>
2006（平成18）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権理事会」設立決議を採択</li> <li>・「障害者権利条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」制定</li> <li>・「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ</li> <li>・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）制定</li> <li>・「自殺対策基本法」制定</li> </ul>
2007（平成19）	・「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正</li> <li>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」制定</li> </ul>
2008（平成20）	・国連人権理事会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ</li> <li>・「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択</li> <li>・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定</li> <li>・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定</li> <li>・「国籍法」の一部改正</li> </ul>

西暦/年号	世界(国連)	日本
2009(平成21)		・「子ども・若者育成支援推進法」制定
2010(平成22)	・国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」可決	
2011(平成23)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 ・「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	・「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定 ・「障害者基本法」の一部改正
2012(平成24)		・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)制定
2013(平成25)		・「生活困窮者自立支援法」制定 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 ・「いじめ防止対策推進法」制定
2014(平成26)		・「障害者の権利に関する条約」批准 ・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)制定
2015(平成27)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)制定 ・「子ども・子育て支援新制度」開始
2016(平成28)		・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」制定 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」制定
2019(平成31)		・「アイヌ民族の誇りが尊重される社会を施策の推進に関する法律」(アイヌ新法)制定
2020(令和2)		・「改正労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)制定
2021(令和3)		・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」制定

## 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において、平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開

放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### **第 27 条**

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### **第 28 条**

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### **第 29 条**

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### **第 30 条**

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
  - 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。
- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
  - 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
  - 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
  - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

法律第147号

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

#### 《衆議院法務委員会における附帯決議》

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

#### 《参議院法務委員会における附帯決議》

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
  - 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
  - 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
  - 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
- 右決議する。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年 6 月 19 日制定

平成 28 年 4 月 1 日施行

法律第 65 号

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第 8 条の二の施設等機関及び同法第 8 条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

#### 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

### (基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

### (国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

### (地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

### (対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

### (政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

### (障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第2項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

### (内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（平成25年法律第65号）第6条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

#### 《衆議院内閣委員会における附帯決議》

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。
- 二 基本方針、対応要領及び対応指針は障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。
- 三 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
- 四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
- 五 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。
- 六 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。
- 七 附則第7条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。
- 八 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

#### 《参議院内閣委員会における附帯決議》

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進め

- ること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。
- 二 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。
- 三 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
- 四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
- 五 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。
- 六 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。
- 七 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。
- 八 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。
- 九 附則第7条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。
- 十 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。
- 十一 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ「不当な、差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。
- 十二 本法第16条に基づく国の「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」に関する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。
- 右決議する。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

令和3年5月28日制定

令和3年6月4日施行

法律第56号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部を次のように改正する。この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第3条に次の一項を加える。

- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第6条第2項中第4号を五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第8条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第14条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第16条に次の一項を加える。

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 《衆議院内閣委員会における附帯決議》

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から三年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基

本的な考え方を明記することを検討すること。

- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害者団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
  - 1 障害を理由とする差別に関する相談について、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
  - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
  - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。
- 十三 障害者差別解消法第五条に基づく環境の整備を行うため、公共施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。
- 十四 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。
- 十五 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。
- 十六 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を、石へんの「碍」とし、又は、ひらがなの「がい」とするかどうかについての検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

#### 《参議院内閣委員会における附帯決議》

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から三年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての理解がより一層深まるよう啓発に努めるとともに、本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定

- については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法及び障害者虐待防止法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害者団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
- 1 障害を理由とする差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
  - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
  - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、民間事業者に対し情報の提供等を求めつつ、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。
- 十三 障害者差別解消法第五条に基づく環境の整備を行うため、公共施設、公共交通機関その他不特定多数の者が利用する施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。
- 十四 合理的配慮の提供に当たっての意思の表明について、知的障害等により本人の意思の表明が困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐して行うことも可能であることを、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者十分に周知すること。
- 十五 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害の特性に応じて、ルビ、点字、音声等を用いるなど、全ての人に分かりやすい情報提供となるよう配慮すること。
- 十六 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。
- 十七 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、

地方公共団体に 対して十分な支援を行うこと。

十八 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を他の漢字とし、又はひらがなの「がい」とするかどうかの検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

右決議する。

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年5月24日制定

平成28年6月3日施行

法律第68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動<sup>せんだう</sup>する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

## (基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

### 《衆議院法務委員会における附帯決議》

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

### 《参議院法務委員会における附帯決議》

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
  - 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
  - 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 右決議する。

## 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月9日制定  
平成28年12月16日施行  
法律第109号

## (目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 《衆議院法務委員会における附帯決議》

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

#### 《参議院法務委員会における附帯決議》

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。  
右決議する。

## 朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例

令和元年12月20日

条例第20号

## (目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のない、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務等)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、相互の連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市長は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、国、県及び各種団体と連携協力し、必要な調査、指導及び助言をすることができる。

## (市民の責務)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、地域社会の一員として、家庭、学校、地域、職場等社会のあらゆる分野において、不当な差別の解消に努めるものとする。

## (事業者等の責務)

第4条 事業者等は、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、基本的人権を尊重し、不当な差別の解消に努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

## (教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、各種団体と協力し、あらゆる機会をとらえて教育及び啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

## (推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種

団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第8条 市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、必要に応じて、差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する朝倉市人権教育・啓発懇話会の意見を聴くものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づく国の人権教育・啓発に関する基本計画及び福岡県人権教育・啓発基本指針を踏まえ、朝倉市人権教育・啓発基本指針及びその推進計画（以下「基本指針等」という。）を策定し、人権教育及び人権啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため朝倉市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本指針等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 基本指針等の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が行う人権教育・啓発に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長及びこれに相当する職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括するとともに、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指定した副本部長が、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、任務の遂行にあたる。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 本部長は、必要に応じて推進本部及び幹事会の合同会議を招集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務について、協議調整を行うとともに推進本部が決定した施策の推進に関し必要な事項を処理するため、推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事で組織する。
- 3 会長及び副会長は、それぞれ幹事の互選により定める。
- 4 幹事は、課長及びこれに相当する職員をもって充てる。

第7条 会長は、幹事会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、分担事務を行う。

第8条 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 幹事会の会議に幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者が代理する。

(ワーキンググループ)

第9条 推進本部に、各課から選出した者で構成するワーキンググループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループは、座長、副座長及び委員で組織する。
- 3 ワーキンググループの座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により定める。

第10条 ワーキンググループは、次の事務を行う。

- (1) 基本指針等に係る施策の調査、研究及び策定に関すること。
  - (2) 基本指針等に係る施策の調整に関すること。
  - (3) 基本指針等に係る施策の推進に関すること。
  - (4) その他基本指針等に係る施策に関すること。
- 2 座長は、ワーキンググループを総括する。
  - 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - 4 ワーキンググループにおいて、調査、研究及び審議された事項は、座長が推進本部又は幹事会の会議に報告するものとする。

第11条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループの会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの会議に委員が出席できないときは、当該委員が指名する者が代理する。

(ワーキンググループの部会)

第12条 ワーキンググループに、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 ワーキンググループの部会の部会長及び副部会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 組織は、その内容に応じて事務局で定める。

第13条 ワーキンググループの部会の部会長は、同部会を総括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 ワーキンググループの部会において、調査、研究及び審議された事項は、部会長がワーキンググループの会議において報告するものとする。

第14条 ワーキンググループの部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループの部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの部会の会議に委員が出席できないときは、当該委員が指名する者が代理する。

(事務局)

第15条 推進本部の事務局は、人権・同和対策課に置く。

(その他)

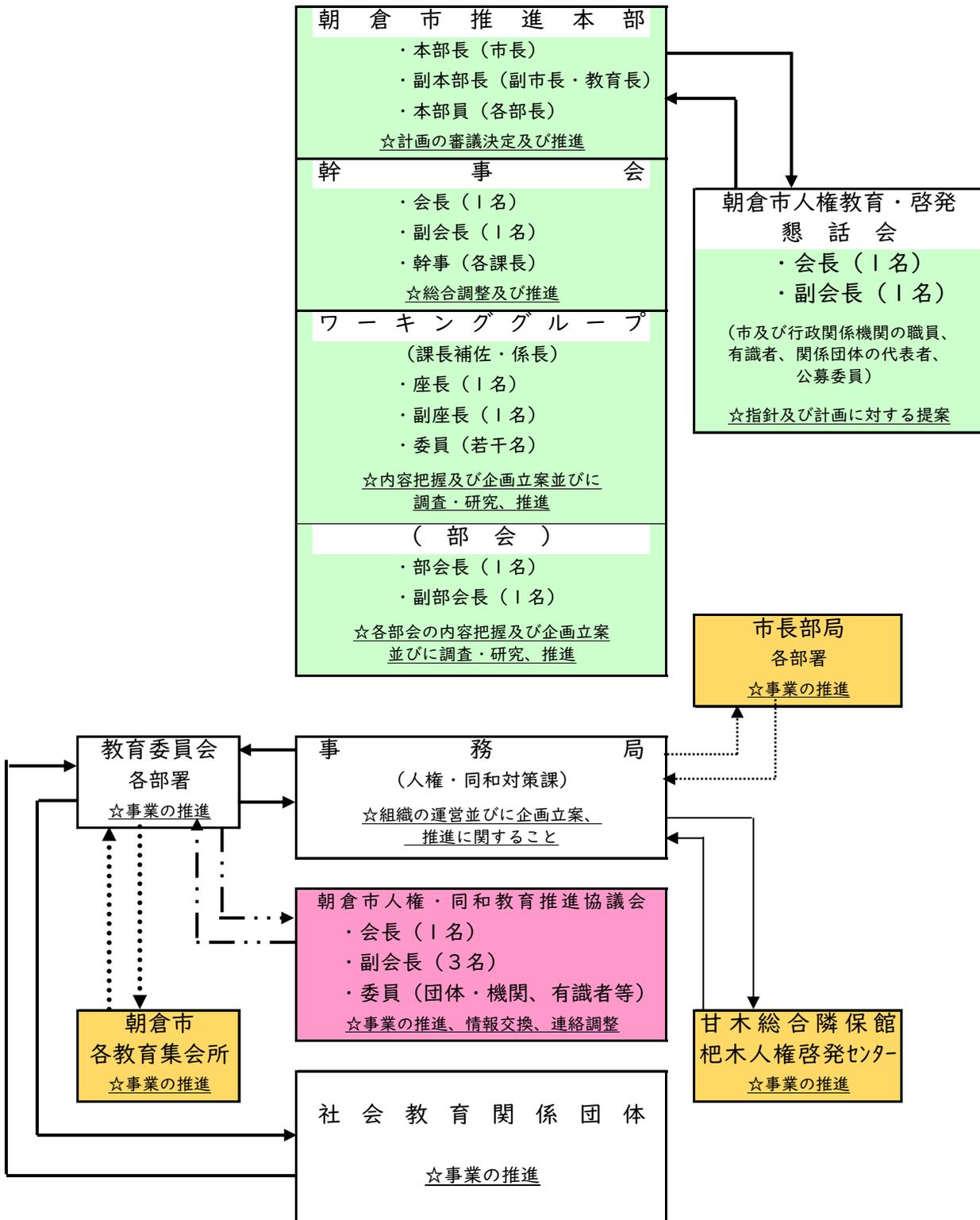
第16条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

朝倉市人権教育・啓発推進計画機構図



## 朝倉市人権教育・啓発懇話会設置規則

令和元年12月20日

規則第70号

## (設置)

第1条 人権教育・啓発の推進を図るため、朝倉市人権教育・啓発懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人権教育・啓発基本指針に関する事項
- (2) 人権教育・啓発推進計画に関する事項
- (3) あらゆる差別の解消の推進に関する事項
- (4) その他人権施策の推進に関する事項

## (組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体、関係行政機関、企業等の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、市長が必要に応じて招集する。ただし、

検討事項が継続する場合は、会長が必要に応じて招集することができる。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 会長は、懇話会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴くこと又は文書等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年朝倉市条例第49号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(報告)

第9条 会長は、懇話会で検討した事項に関し、必要に応じて市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 懇話会の事務局は、人権・同和対策課に置く。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。





福岡県  
あさくらし  
朝倉市

朝倉市市民環境部 人権・同和対策課

〒838-1302 朝倉市宮野1997番地

TEL0946-28-7861

FAX0946-52-1162

E-mail: jinKen-kyoiku@city.asakura.lg.jp